

国指定史跡 津屋崎古墳群
整備基本構想

平成20年3月

福津市教育委員会

あいさつ



福岡県の北部、玄界灘に面している福津市には、大型の前方後円墳を含む古墳群が群集し、沿道を通る人たちの多くが、その威容に目を奪われます。

これらの古墳群、すなわち「国指定史跡津屋崎古墳群」は、私たちの先達である古代豪族「胸形君」一族が築き、先人の手で千数百年の歳月を経て現在まで守り伝えられてきた貴重な墳墓群であります。

「胸形君」一族が活躍した古墳時代は、日本が中国大陸や朝鮮半島から最新の文物や技術を吸収し、国家の形を整えていった時代にあたります。その中で一族は、大和王権と密接な関係を持ち、航海の水先案内とともに、玄界灘に浮かぶ「沖ノ島」での対外交渉の成就と航海の安全を願う国家的な祭祀を行なっていました。一族が地域と国家の基盤づくりに果たした役割の大きさは、大型の前方後円墳や切石を用いた石室、豪華な副葬品からもうかがい知ることができます。

「胸形君」一族が生きた証である墳墓群を、私たちは誇りにするとともに、将来の世代へ引き継いでいく責務があると考えます。

福津市では、「郷が人を育て、人が郷を育てる」郷育をすすめています。この中で、郷土を愛する人がさらに増え、元気なまちに育つよう、歴史や自然を学ぶ環境の整備に努めているところです。この古墳公園を郷育の一つの核とし、全国に誇ることができる福津の特色の一つとするために、この基本構想を策定いたしました。本基本構想が今後の古墳公園整備の礎になることを祈念してやみません。

最後に、本基本構想策定にあたり、ご指導いただきました「国指定史跡 津屋崎古墳群整備指導委員会」の委員の先生をはじめ、ご協力いただきました関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成20年3月

福津市長 池浦 順文

序 文

古代の宗像には、ヤマト王権が当時の朝鮮半島や中国大陸との国際的な交流の際に、航海の安全を祈願して執り行った国家的祭祀の遺跡として、玄界灘の真ただ中に浮かぶ沖ノ島がよく知られています。この沖ノ島の祭祀に航海の面で直接的に係わったのは、古代の有力豪族として、全国的にも知られる胸形（宗像）氏でした。

その胸形氏一族は、宗像地域に数多くの古墳群を築きました。それらの年代は、4世紀後半から300年間ほどにわたり、現在の宗像市から福津市にかけて分布しています。その中であって、福津市に残る津屋崎古墳群は、5世紀前半から7世紀前半までの200年間にわたって築かれましたが、豊かな自然環境のもとで、密集度や良好な保存状態において、全国的にも特筆すべき存在です。そして何よりも、津屋崎古墳群は、胸形氏一族の実態、胸形氏とヤマト王権や大陸・半島との関係などを解明し、ひいては日本古代史のみならず北東アジアの交流史を研究する上で、きわめて高い学術的価値を持っています。

ところで文化庁は、そのような重要性に鑑みて、この津屋崎古墳群を国家的に保存すべく、去る平成17年3月に国史跡に指定しました。このことを契機に、私たちは、本古墳群を子々孫々まで恒久的に、そして、大切に保存してゆく決意を新たにしなければなりません。

それと同時に、本古墳群を整備し、現代の暮らしの中で活用してゆくことも課題として持ち上がってきました。そこで、その第一歩として策定しましたが、この『国指定史跡 津屋崎古墳群整備基本構想』です。この上は、今後引き続き基本計画・基本設計そして実施設計へと、整備活用事業が展開することを願って止みません。

平成20年3月

津屋崎古墳群整備指導委員会
委員長 西谷 正

例 言

1. 本書は平成 18・19 年度に福津市教育委員会が策定した国指定史跡津屋崎古墳群の整備に係わる基本構想である。
2. 基本構想の策定にあたっては考古学、土木工学、造園学、生涯学習の各分野の専門家からなる「国指定史跡 津屋崎古墳群整備指導委員会」を組織し審議を行った。また、地元関係者として行政区長からなる「古墳公園建設推進協議会」を設置し意見の集約を図った。
3. 本構想策定では、文化庁記念物課並びに福岡県教育委員会の指導助言をいただいた。特に福岡県教育委員会には津屋崎古墳群の史跡指定申請前から、「津屋崎古墳群保存活用検討会」を開催して指導を受けると共に、オブザーバーとして「国指定史跡津屋崎古墳群整備指導委員会」にも参加をいただいた。
4. 庁内においては関係各課が所管する関連計画との整合性を図るために「古墳公園整備基本構想庁内委員会」を設置し、庁内調整を図った。
5. 本書の編集は福津市教育委員会の監修のもと、(株)中桐造園設計研究所が行った。

各委員会・会議の委員及び関係者は次のとおりである。

「国指定史跡『津屋崎古墳群』整備指導委員会」

委員長	西谷 正	九州大学名誉教授
副委員長	林 重徳	佐賀大学低平地研究センター教授
	石井 忠	福津市文化財保護審議会会長
	井上 豊久	福岡教育大学 福祉社会教育講座教授
	岡本 均	西日本短期大学 緑地環境学科教授
	橋口 達也	文学博士

「福津市古墳公園建設推進協議会」

会長	石井 忠	福津市文化財保護審議会会長
副会長	桑田 和明	福津市文化財保護審議会副会長
	橋口 達也	文学博士
	在自区長	
	須多田区長	
	大石区長	
	生家区長	

奴山区長
桂区区長
西東区長
勝浦浜区長
勝浦松原区長
塩浜区長
梅津区長
宮司1区区長

「津屋崎古墳群保存活用検討会」

新原 正典	福岡県教育庁文化財保護課	参事	大規模遺跡対策・災害復旧班
小池 史哲	福岡県教育庁文化財保護課	参事兼課長技術補佐	
伊崎 俊秋	福岡県教育庁文化財保護課	参事	
小田 和利	福岡県教育庁文化財保護課	参事補佐	調査第1係長
重藤 輝行	福岡県教育庁文化財保護課	技術主査	

「古墳公園整備基本構想庁内委員会」

高崎 和也	総合計画推進課総合計画推進係長
榊 美佳	行政経営推進室行政経営推進係長
花田 千賀子	企画政策課企画係長
田中 英智	財政課財政係長
小田 幸暢	都市計画課計画係長
神山 直樹	産業観光課農林水産係長
屋形 恵治	産業観光課農林水産係長
堀田 典宏	産業観光課商工観光係長
井上 廣幸	建設課河川公園係長
松尾 耕太郎	建設課河川公園係長
花田 瑞代	いきいき健康課健康づくり係長

事務局

白石 哲雄	教育委員会	教育長
楠田 元明	教育委員会	教育部長
花田 喜成	教育委員会	教育総務課長
青木 正吾	教育委員会	社会教育課課長補佐
西地 豊敏	教育委員会	教育総務課古墳公園建設係長
池ノ上 宏	教育委員会	教育総務課古墳公園建設係

目 次

1. はじめに	1
1) 目 的	1
2) 意 義	1
3) 位 置	1
2. 古墳群の調査	2
1) 津屋崎古墳群保存に至る経緯	2
2) 史跡の指定と現状	4
3) 主要古墳の概要	12
4) 古墳群の現状と調査資料のまとめ	15
3. 計画地域を対象とした現況調査	23
1) 計画地域の設定と調査の方法	23
2) 自然・社会・歴史環境に関する調査	23
3) 世界文化遺産への登録準備	39
4. 基本構想	40
1) 総合計画との連携	40
2) 計画地域の特性と方向性	41
3) 基本理念	44
4) 基本方針	44
5) 動線計画と地域文化財のネットワーク	46
6) 基本構想の構成	49
7) 活用と運営計画	58
8) 周辺環境の保全と景観形成	62
5. 基本計画の策定に向けて	64
1) 古墳保存整備事業の展開とスケジュール	64
2) 事業推進の課題と展望	65
3) 整備の参考事例	66

1. はじめに

1) 目的

津屋崎古墳群の国史跡指定の理由は、「玄界灘に面した宗像地域に5世紀前半から7世紀前半にかけ連綿と築かれた、北部九州西北岸における代表的な古墳群。沖ノ島祭祀に関わりを持つ「胸形君」(本報告書はこの文字を用いる)一族の墳墓群であるという可能性が高く、地域における首長墓の系譜をたどれる点で重要である。」となっている。基本構想策定の目的とするところは、この貴重な文化遺産を未永く受け継いでいく中で、古墳群および古墳群を取巻く環境の、確実な保存と多様な活用の方向性を検討し、市民文化と地域環境の向上に寄与するためのあり方をまとめることにある。

2) 意義

福津市は福岡県と津屋崎町の合併により、2005年(H17年)1月に誕生した福岡県下23番目の市である。福岡県の北部にあり、北東は宗像市、南東は宮若市、南は古賀市に隣接し、西側は玄界灘に面している。この海岸一帯と宮地嶽神社周辺の山地は風光明媚な自然景観を形成しており、1956年(S31年)玄海国定公園の指定を受けている。

福津市は発足から今日まで、各種計画を策定し将来像を展望しており、文化遺産についても折に触れ方向性を示すところである。

本構想は、文化財の保存整備の施策を具体的に検討し、当地域固有の歴史遺産である津屋崎古墳群および市内の文化財を、市の独自性のある発展と市民文化の醸成を促す素材として活かすため、あるいは優れた自然景観と遺跡の背景ともなる里景観、およびこの中に残る歴史遺産が織り成す文化的景観を一層育み、将来に受け渡していくために、官民の合意形成を図る始点とすることを、構想策定の意義とするものである。

3) 位置

福津市は福岡県の北部に位置し、福岡都市圏の東部に属する。福津市役所福間庁舎は北緯33°45′、東経130°29′にあり、津屋崎古墳群の中心に位置する新原・奴山古墳群は福間庁舎の北5.5km(北緯33°49′、東経130°29′)国道495号に面する位置にある。



2. 古墳群の調査

1) 津屋崎古墳群保存に至る経緯

1940年(S15年)新原・奴山古墳群が赤間太郎氏によって、雑誌『考古学』に紹介され、津屋崎古墳群が考古学の分野において認知される端緒となった。以下今日までの調査と保存整備に向けた経緯について、年代別に整理する。

調査の経緯

- ・1969年(S44年)宗像大社祭祀遺跡総合調査団によって作成された宗像地域の遺跡地名表に古墳群が収録される。
- ・1972年(S47年)福岡県遺跡等分布地図の基礎資料として、台帳と地図を作成する。
- ・1975年(S50年)県道建設工事に伴い、勝浦峯ノ畑古墳(津屋崎41号墳)、勝浦井ノ浦古墳(津屋崎10号墳)の発掘調査を実施した。
- ・1976年(S51年)県道建設工事に伴い、新原・奴山古墳群の1号墳から4号墳の発掘調査を実施した。このうち2・3・4号墳は調査後消滅した。
- ・1977年(S52年)特別養護老人ホームの建設に伴い、奴山正園古墳(津屋崎13号墳)が緊急調査され、後消滅した。
- ・1980年(S55年)宗像農協カントリーエレベーター建設に伴い、新原・奴山古墳群の5・6号墳の発掘調査を実施した。両古墳とも調査後消滅した。
- ・1985年(S60年)から1988年(S63年)までの4ヵ年、国庫補助により新原・奴山古墳群で重要遺跡確認調査が実施された。
- ・1988年(S63年)土取り工事に伴い、宮司井手ノ上古墳の発掘調査を実施した。
- ・1989年(H元年)から1995年(H7年)までの圃場整備に伴い、須多田古墳群の発掘調査を実施した。
- ・1995年(H7年)圃場整備に伴い、新原・奴山古墳群の円墳11基の調査と、水路工事に伴い、新原・奴山古墳群44・45号墳の発掘調査を実施した。
- ・1998年(H10年)墓地改葬に伴い、勝浦高原11号墳の範囲確認調査を実施した。
- ・2002年(H14年)在自剣塚古墳の範囲確認調査を実施した。
- ・2003年(H15年)生家大塚古墳と大石岡ノ谷古墳群の墳丘測量調査を実施した。
- ・2005年(H17年)生家大塚古墳の範囲確認調査を実施した。
- ・2006年(H18年)勝浦峯ノ畑古墳の範囲確認調査を開始、現在も継続中である。

保存整備計画の経緯

- ・1984年(S59年)津屋崎町のマスタープランの中に示された「歴史、文化の旅」観光ルートの中に、新原・奴山古墳群を中心とした古墳公園および史跡めぐりコースが計画された。
- ・1991年(H3年)新原・奴山古墳群が、町民の意見を参考に選定された「津屋崎八

景」に選出された。

- ・2001年(H13年)福岡県文化財保護審議会から「福岡県重要・大規模遺跡の保存活用基本計画」が福岡県教育委員会に提出された。この中で津屋崎古墳群は、保存活用の重点地域遺跡に選ばれた。
- ・これを受け津屋崎町は同年「古墳公園建設準備室」を新設した。
- ・2002年(H14年)国指定史跡申請に向け地元および地権者に説明会を実施。
2003年(H15年)「古墳公園建設推進協議会」を設立した(表1に議事録概要を示す)。
- ・2004年(H16年)7月国指定史跡に申請した。
- ・2005年(H17年)1月24日宗像郡福間町と津屋崎町が合併して「福津市」が誕生した。
- ・同年3月2日国指定史跡の告示を受ける。これを受け福津市は「国指定史跡『津屋崎古墳群』整備指導委員会」を設立した(表2に議事録概要を示す)。
- ・2006年(H18年)国・県の補助を受けながら、史跡地の購入を開始した。
- ・2007年(H19年)市が誇れる優れた場所「福津三十六景」として「古墳群」を選定した。

表1 古墳公園建設推進協議会の議題と検討内容

回	開催日	議 題	意見・検討課題等
第1回	平成15年 2月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定史跡に関する現状と今後の計画について ・福岡県重要大規模遺跡の保存活用計画について 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期に古墳公園を造るべきだ。
第2回	平成16年 2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・津屋崎古墳群の史跡指定状況について 	<ul style="list-style-type: none"> ・地権者だけでなく、地区の住民全員へ説明会を開催するべきだ。 ・指定後の早期買収を望む。 ・協議会できちんとした議論を行い、公園整備を進めるべきだ。
第3回	平成19年 3月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定史跡「津屋崎古墳群」の概略 ・平成17・18年度勝浦峯ノ畑古墳の発掘調査について ・平成18年度公有化事業について ・世界文化遺産への登録作業の進捗状況について 	<ul style="list-style-type: none"> ・奴山地区以外の古墳も早期に公有化するべきだ。
第4回	平成20年 1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定史跡「津屋崎古墳群」の概略説明について ・平成19年度事業報告について ・「国指定史跡津屋崎古墳群整備基本構想(案)」について ・世界文化遺産への登録作業の進捗状況について 	<ul style="list-style-type: none"> ・古墳公園完成までの事業計画はどのようになっているのか。 ・公園の維持費が多額になるため検討が必要。 ・世界遺産登録によって地元へ規制があるのか。

表2 国指定史跡 津屋崎古墳群整備指導委員会の議題と検討内容

回	開催日	議 題	意見・検討課題等
第1回	平成17年 11月2日	1. 津屋崎古墳群の状況 津屋崎古墳群の概要説明 2. 津屋崎古墳群の見学	<ul style="list-style-type: none"> 古墳公園建設推進協議会と合同で開催すべきである。 早期に事務局案の構想について検討すべきである。
第2回	平成18年 3月15日	熊本県鹿央町「肥後古代の森」の視察	<ul style="list-style-type: none"> 装飾古墳館・岩原二子塚古墳・江田船山古墳の整備状況を見学。
第3回	平成18年 12月15日	1. 平成18年度公有化計画について 2. 古墳公園整備基本構想(案)について	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想は業者委託を行い基本構想と基本計画をわけて策定すべきである。 基本構想の策定に関し、委員会の意見が反映できるようにして欲しい。
第4回	平成19年 3月22日	1. 平成18年度勝浦峯ノ畑古墳発掘調査について 2. 現地実見 3. 平成19年度勝浦峯ノ畑古墳発掘調査について	<ul style="list-style-type: none"> 後円部の石は転石であって葺石でない。 後円部と前方部をより広範囲に地形測量をするべきである。 19年度はくびれ部と前方部角を探す調査区を入れるべきである。 早期にしっかりと基本計画をつくるべきである。 他の文化財(津屋崎千軒等)を入れた構想の策定とするべきである。
第5回	平成19年 8月8日	1. 平成19年度勝浦峯ノ畑古墳発掘調査について 2. 平成19年度公有化予定について 3. 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界文化遺産暫定登録申請について 4. 「国指定史跡津屋崎古墳群」整備基本構想(案)について	<ul style="list-style-type: none"> 調査内容を精査し、内容を充実させる。 総合計画への位置付けや世界遺産との関わりを示す。
第6回	平成19年 10月25日	1. 前回議事録概要について 2. 表現・用語について 3. 基本理念について 4. 基本構想について	<ul style="list-style-type: none"> 大陸/半島や、地/地区/地域等の使い方に統一性を欠いたものがある。 理念に地域性が感じられず、法律的表現になっている。 国道495号の迂回は、長期展望の中で計画する。
第7回	平成19年 11月6日	1. 基本構想(案)について	<ul style="list-style-type: none"> 次に基本計画を行うことを明確にする。 津屋崎古墳群は、世界遺産の重要な要素であることを意識した文章で構成する。 調査内容の表現や文章と資料の精査を再度行う。
第8回	平成20年 2月5日	1. 基本構想(案)まとめ 2. 庁内調整会議やパブリックコメントの結果も踏まえ最終(案)を提示	<ul style="list-style-type: none"> 一部の用語や文章表現について、修正があり、了承される。

2) 史跡の指定と現状

国史跡指定範囲

津屋崎古墳群は、玄界灘に面した福津市北部に広がる台地上に位置し、5世紀前半から7世紀前半にかけて造られた古墳が、南北7km、東西2kmの範囲に分布している。

古墳群は北から勝浦高原、勝浦、新原・奴山、生家、大石岡ノ谷、須多田、宮司等に所在し、前方後円墳15基、円墳24基、方墳1基の計40基で構成されている。

古墳群の指定対象面積は、111,928.87㎡。範囲は図1、2-(1)～(5)に示す。

公有地化の現状

平成17年の史跡指定前の公有地については、勝浦峯ノ畑古墳の墳丘一部と勝浦井ノ浦古墳の墳裾部が保安林として、新原・奴山21号墳上の県指定考古資料の新原百塔板碑の保存のために墳丘部分が公有地となっている。合計2,288㎡。

また、新原・奴山34号墳と須多田ミソ塚古墳の後円部の一部439㎡は財務省の所有地である。

指定後の平成18年度からは国・県の補助を受けて史跡地の土地公有化を実施中であり、平成18年度は5,016㎡、平成19年度は5,476㎡の公有化を行っている(図2-(1)～(5)参照)。

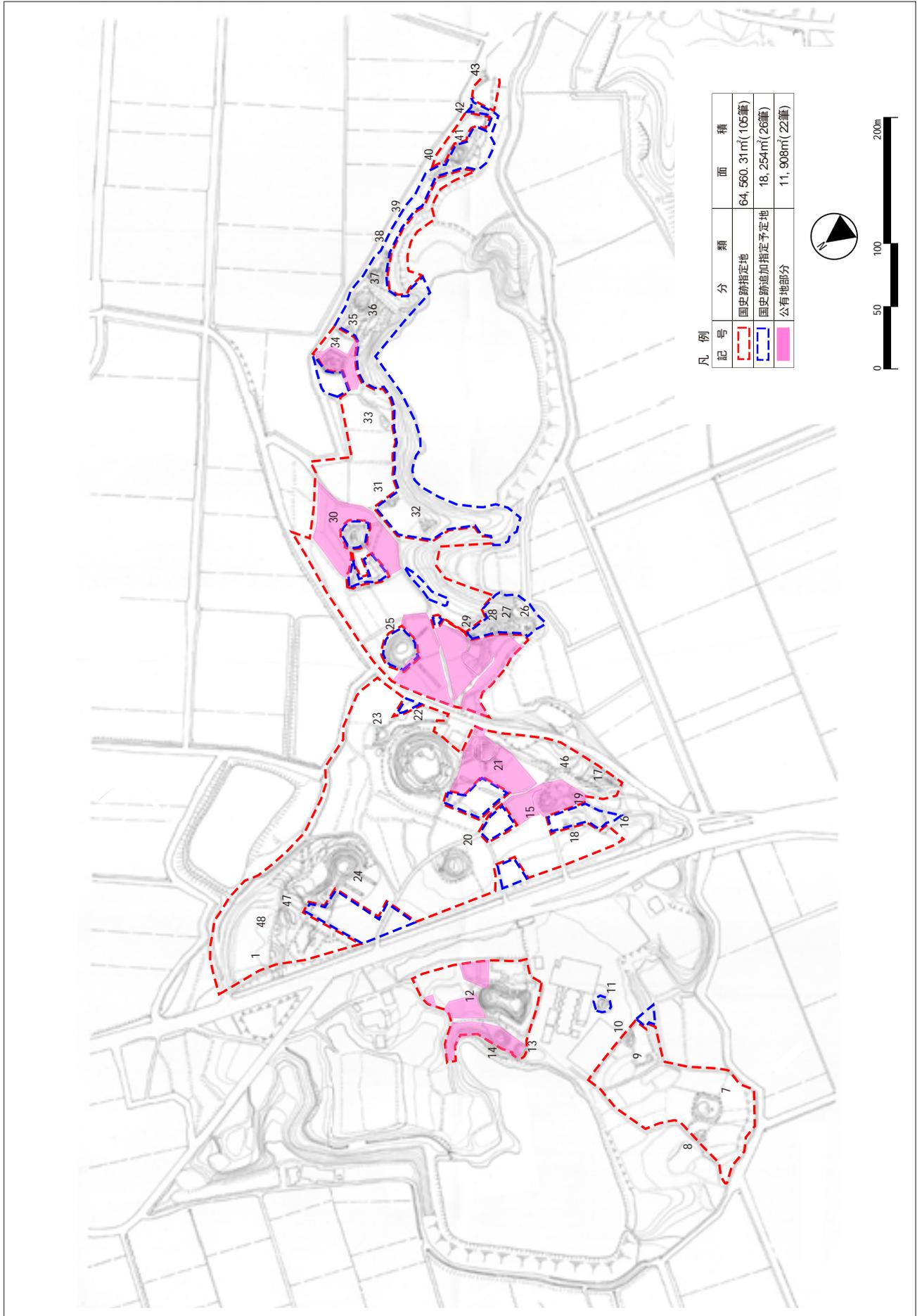
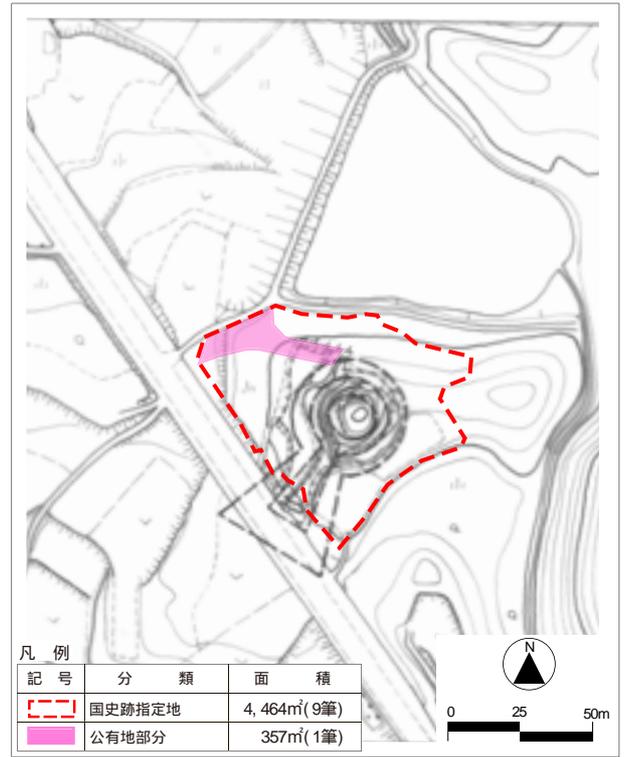


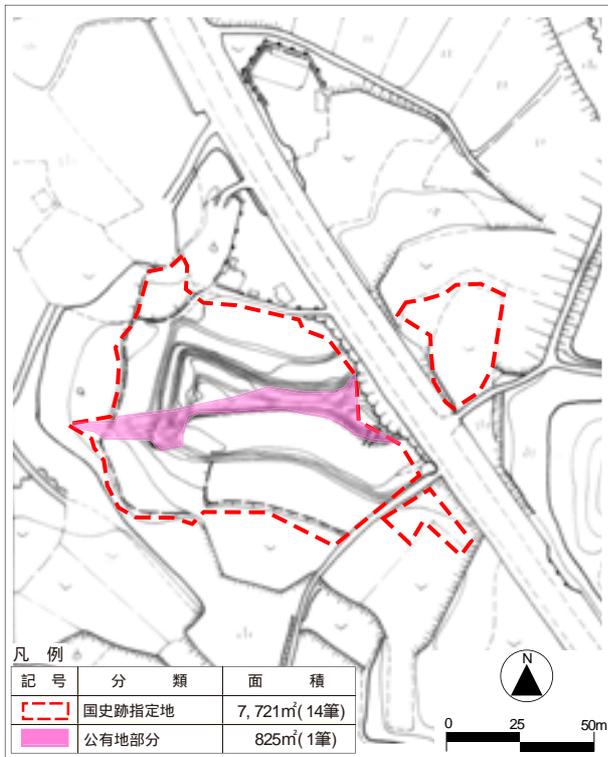
図2-(1) 指定位置図1



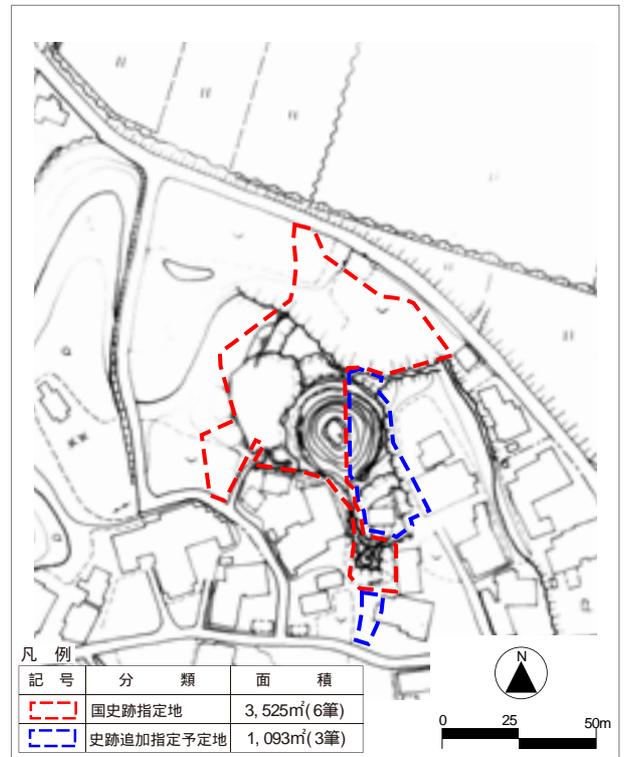
勝浦「 原古墳群



勝浦井ノ浦古墳

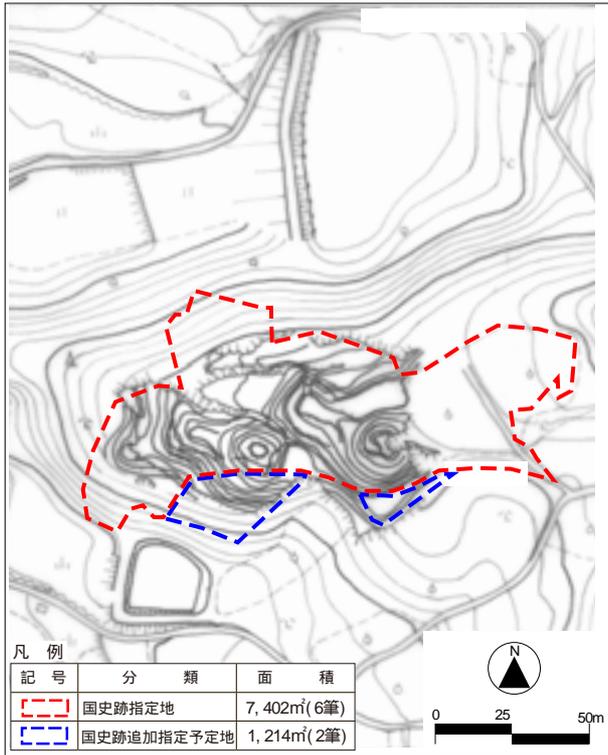


勝浦峯ノ畑古墳

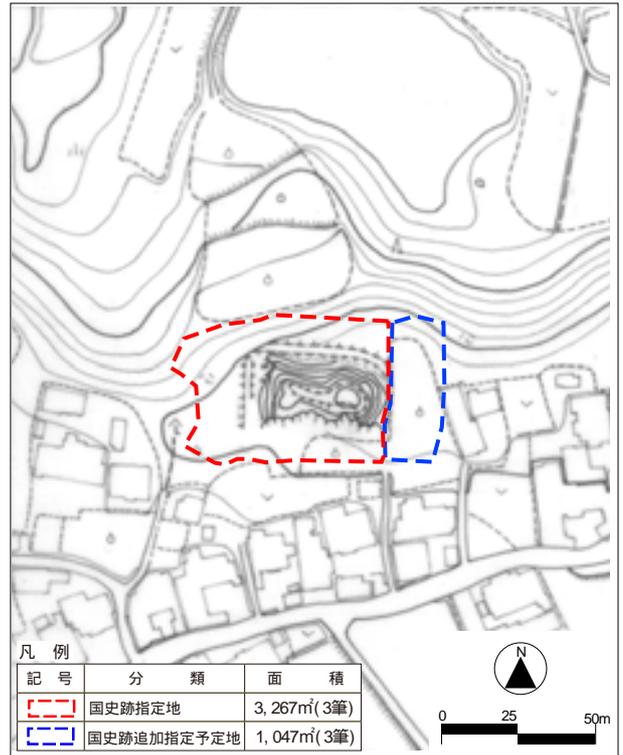


生家大塚古墳

図2-(2) 指定位置図2



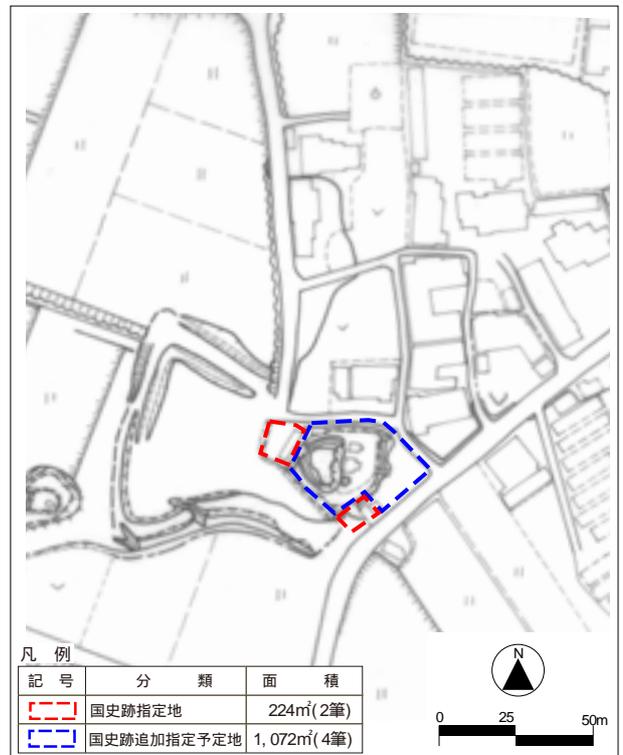
大石岡ノ谷古墳群



須多田上ノ口古墳

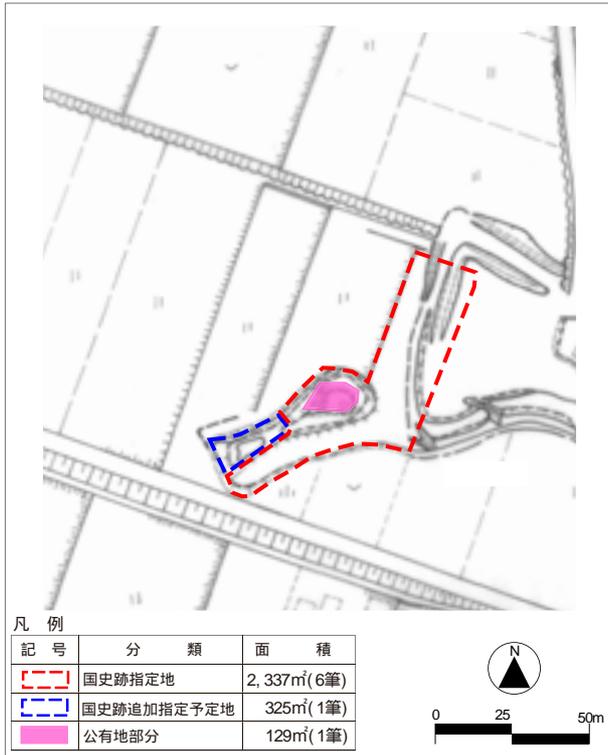


須多田天降天神社古墳

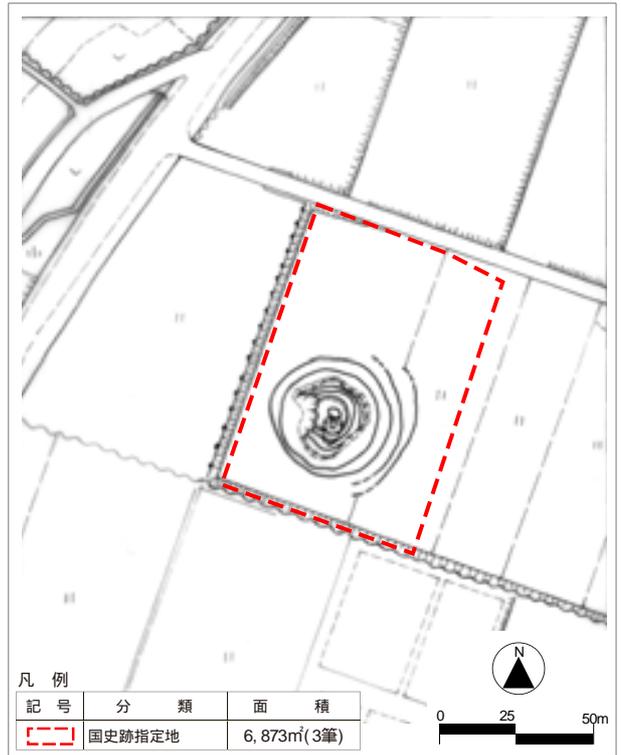


須多田下ノ口古墳

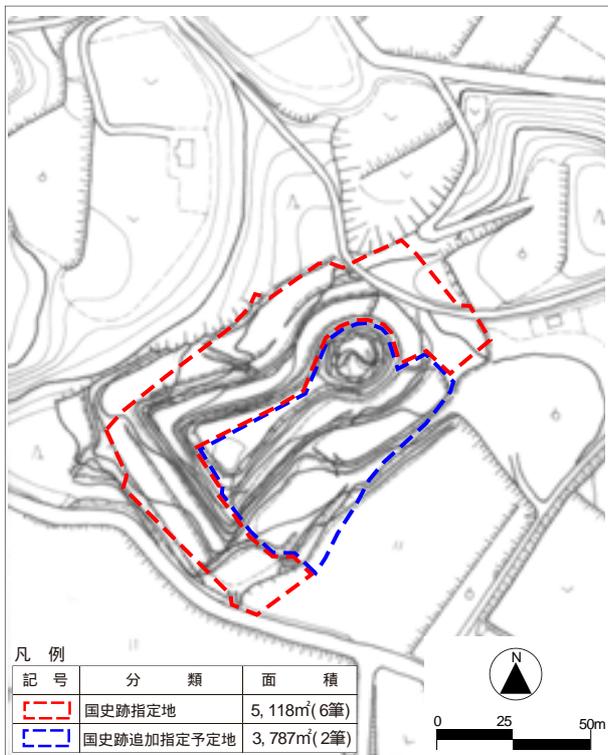
图 2-(3) 指定位置图 3



須多田ミソ塚古墳



須多田ニ夕塚古墳

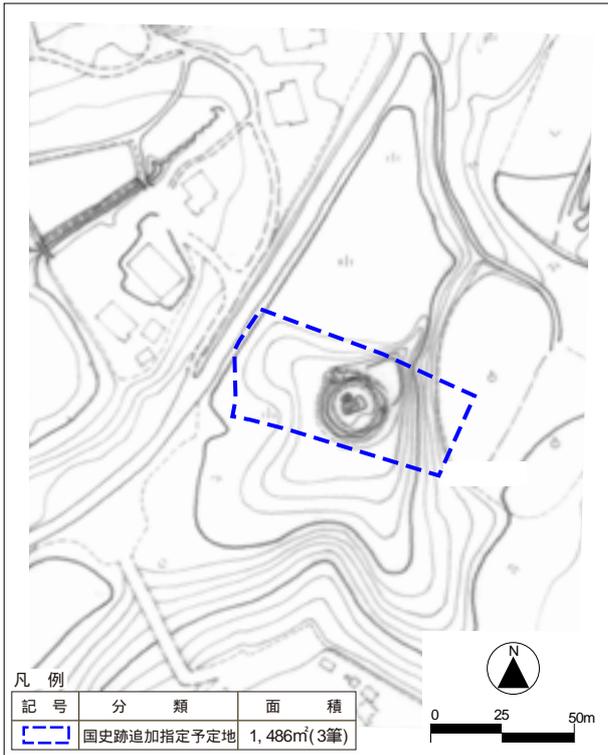


在自剣塚古墳



宮地嶽古墳

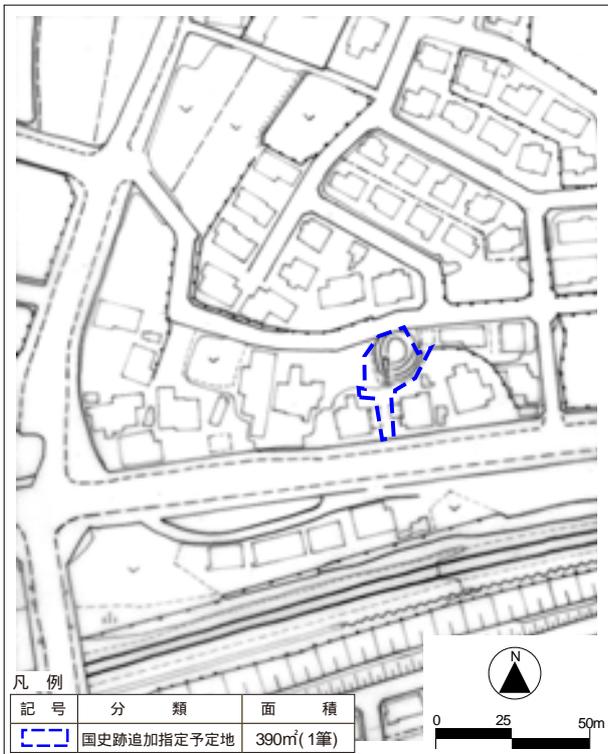
図 2-(4) 指定位置図 4



宮司井手ノ上古墳



手光湯ノ浦古墳群



手光波切不動古墳

図2-(5) 指定位置図5

3) 主要古墳の概要

津屋崎古墳群を構成する主要な古墳群について、地域性や古墳の造られた時代などを考慮し4つのゾーンに大別し、概要を示す。

勝浦ゾーン

ア. 勝浦¹ 原古墳群

津屋崎古墳群の北端にあり、標高20～34mの丘陵尾根線上に位置する。古墳群は1基の前方後円墳と12基の円墳で構成されている。このうち国史跡指定を受けているのは、丘陵西側最先端に位置する前方後円墳(11号墳)と円墳(13号墳)で、11号墳は墳長49m、主体部は不明である。墳丘周辺からは若干の須恵器が出土し、築造時期は6世紀後半と推定される。

13号墳は推定径31mの円墳で、主体部は未調査である。

イ. 勝浦井ノ浦古墳

上記古墳群から南に400m離れた標高20mの丘陵上に位置する。道路建設に伴い1975年福岡県教育委員会によって発掘調査が行われた。調査後、前方部の一部が削平された。墳長は70mを測る前方後円墳で、前方部、後円部ともに3段築成、表面に埴輪・葺石を有する。前方部に竪穴系横口式石室を検出しており、副葬品には挂甲金銅張小札・三環鈴・木心鉄板被壺鐙等の多数が出土している。築造時期は5世紀前半から中頃に位置付けられる。国史跡指定を受けている。

ウ. 勝浦峯ノ畑古墳

勝浦井ノ浦古墳の西方、標高15mの丘陵上に位置する。道路建設に伴い1975年福岡県教育委員会によって発掘調査が行われた。調査後、後円部の一部が削られたが、石室は保存されている。墳長は97mを測る前方後円墳で、表面に埴輪・葺石を有する。主体部は後円部に古式の横穴式石室を検出し、石室内は壁面から天井まで赤色顔料が塗られ、中軸線上に石室を3等分するように2本の石柱が立つなど国内に例のない構造を持つ。副葬品は画文帯神獸鏡・内行花文鏡・鹿角製装具付大刀・短甲等豊富である。築造時期は、5世紀前半から中頃に位置付けられる。国史跡指定を受けている。

奴山・生家ゾーン

ア. 新原・奴山古墳群

福津市の東北部連山の麓から西に延びる台地上に位置する。古墳群の西側に広がる水田地帯は、古墳築造時は入り江であった。東西800mの台地上に前方後円墳5基、方墳1基、円墳53基が確認され、このうち前方後円墳5基、方墳1基、円墳21基の計27基が国指定史跡を受けている。

1号墳は全長50mを測る前方後円墳で、果樹園造成で墳丘の半分、道路建設によって前方部を失っている。主体部は横穴式石室で武器・武具・馬具とともに、木工用の鑿・錐・鋸と鍛冶具の鑿・鉄鉗・須恵器等が副葬されていた。

7号墳は一辺20～24mの方墳である。墳丘上から初期須恵器と鉄斧・琥珀原石が出土しており、祭壇を兼ねた古墳の可能性を指摘されている。

22号墳は全長75～80mと推定される前方後円墳である。新原・奴山古墳群の中心にあたる位置を占め、新原・奴山古墳群中で胸形君一族の一番古い古墳と位置付けられる。

44号墳は径15mの円墳である。主体部は複室の横穴式石室で奥壁に石柵を持つ。奥室から全長35cmの大型の鋸をはじめとする鉋型鉄製品・鉄斧・；y・鑿・ヤス・刀子等の工具と鞍金具・留金具等の馬具が出土している。

築造時期は、5世紀前半から5世紀後半に位置付けられる前方後円墳・大型円墳と、6世紀中頃から後半に位置付けられる群集墳に大別される。

イ. 生家大塚古墳

新原・奴山古墳群の南側約400mの台地辺縁部に位置する。墳長は73mの前方後円墳で表面に埴輪を有する。前方部の大半は住宅と畑により消失しているが、溝と堤が確認される。出土した埴輪から築造時期は5世紀後半と推定される。国史跡指定を受けている。

須多田ゾーン

ア. 大石岡ノ谷古墳群

津屋崎古墳群の中央部東北部連山から西に伸びる尾根線上に位置する。前方後円墳2基と円墳1基からなる。前方後円墳2基は国史跡指定を受けている。

前方後円墳は1号墳が墳長55m、2号墳は43mを測る。円墳は直径10mで、築造時期はいずれも6世紀後半と推定される。

イ. 須多田古墳群

大石岡ノ谷古墳群から南西に約500mの台地上に位置する。前方後円墳4基、円墳1基からなる。前方後円墳は東から須多田上ノ口古墳、墳長は43m、国史跡指定を受けている。須多田天降天神社古墳、墳長は80m、国史跡の追加指定に向けて事務手続きを進める。須多田下ノ口古墳、墳長は82.8mで二重の溝を持つ。前方部は失われている。国史跡指定を受けている。須多田ミソ塚古墳、墳長は67m、築造時期は5世紀後半から6世紀後半と推定される。国史跡指定を受けている。

須多田ニタ塚古墳は、直径33.5mを測る大型円墳で周囲に二重の溝を持つ。築造時期は5世紀中頃と推定される。国史跡指定を受けている。

ウ. 在自剣塚古墳

東北部連山の最高標高の水落山麓から西に広がる台地の付け根に位置する。墳長101.7mの前方後円墳で、宗像地区最大規模を誇る。前方部、後円部ともに2段築成で表面に葺石を有する。築造時期は6世紀後半と推定される。国史跡指定を受けている。

宮司・手光ゾーン

ア. 宮地嶽古墳

宮地岳山麓に位置する推定径35mの円墳である。主体部は全長23mの全国第2位の長さの無袖の横穴式石室である。奥には横口式石槨を設けている。側壁には竈状のくぼみが掘り込まれている。出土遺物に復元長2.4mの金銅装頭椎大刀・金銅装壺鎧・金銅装鞍金具・銅椀・鉛ガラス製玉・鉛ガラス板・冠があり国宝に指定されている。築造時期は7世紀前半に位置付けられる。国史跡指定を受けている。

イ. 宮司井手ノ上古墳

径26mの円墳で、一つの墓壙の中に竪穴式石室と箱式石棺が造られ、墓壙の横に石蓋土壙墓が造られている。箱式石棺からは短甲・剣・矛・刀・鉄鏃等の武器武具と鉄柄手斧・U字形鋤先・鉄斧・鑿・鎌等の工具が出土している。築造時期は5世紀前半に位置付けられる。

ウ. 手光波切不動古墳

周囲が住宅地によって削られ、本来の墳形・規模は不明である。宮地嶽古墳の次世代の胸形君一族最後の古墳と推定される。

エ. 手光湯ノ浦古墳群

調査により3基の古墳を確認、うち1基からは、未盗掘の可能性のある石棺を検出している。

上記のイ・ウ・エの古墳についても、国指定にふさわしい貴重な文化財として、国史跡追加指定に向け準備を進める。

表3-(2) 古墳群調査資料のまとめ

名称	古墳構成と総数	築造時期	古墳の規模	古墳構造と出土遺物	現況状態	公有地化状況	備考	
新原・双山古墳群	円墳 53基(現存35基)	6世紀中頃	2号墳 径13.3m	横穴式石室 装身具 碧玉管玉1・水晶丸玉1・ガラス大玉2 ガラス丸玉1 ガラス小玉1 土玉5	調査後消滅			
		6世紀後半	3号墳 径13.5m	横穴式石室 武器 短刀1 鉄鏃 装身具 鍔2・刀子2 銀環1 瑪瑙勾玉1 碧玉2 水晶丸玉1・ ガラス丸玉 ガラス小玉	調査後消滅			
		6世紀中頃	4号墳 径15.3m	横穴式石室 武器 直刀・鉄鏃 馬具 素環鎧板付轡1 刀子3・手拵1 装身具 金環1・ガラス丸玉・土玉7 鉄環・鉄留鉄板片・縁金具片	調査後消滅			
		6世紀後半	5号墳 径13m	横穴式石室 刀子4	調査後消滅			
		6世紀後半	6号墳 径10.6m	横穴式石室 刀子2 鉄鏃 武器 素環鎧板付轡1 装身具 耳環1 土玉2 刀子2 青銅鈴2	調査後消滅			
		5世紀前半 5世紀前半	8～11号墳 径10～13.5m 13～14号墳 径11.5～14m 15号墳 推定径20m 16～19号墳 径9.5～11.5m 20号墳 径29m 21号墳 径16～17m	葦石あり 周溝あり	墳裾が削られている 14号墳の池側が削れている 火葬場によって墳丘の一部を削られている 墳裾が削られている 遺存状態は比較的良好 遺存状態は比較的良好			墳丘上に豊指定者 古資料、断面の百塔 板碑が立つ 25～29号墳 42号墳 未指定
		6世紀中頃～後半 5世紀中頃	23号墳 径12m 25号墳 径35～36m 26～29号墳 径10.5～17m 31～33号墳 34号墳 推定径24m 35号墳 径13m 36～38号墳 径13～17m 39号墳 径17～18m 40号墳 径17/18m程度 41号墳 径15m 44号墳 径15m	周溝あり	墳丘中央に大きなくぼみがある 墳裾が削られている 耕作により墳丘が大きく削られている 墳丘中央に大きなくぼみがある 耕作により墳丘が大きく削られている 遺存状態は比較的良好 調査後消滅			35～42号墳未指定
		6世紀中頃 6世紀後半	45～59号墳 7号墳 一辺20～24m 墳長73m、後円部径28.5m	横穴式石室に石柵を持つ 刀子3 鍔1 鍬型鉄製品・刀子3 鍬1 鍔8 ヤス1 鉄斧2 馬具 金銅製留金具 鞍金具 鉄鏃 49号墳から三連	大半の古墳は耕作により周溝のみ の確認 調査後消滅 遺存状態は比較的良好 前方部は宅地により大きく削ら れている			祭壇を兼ねた古墳か
		5世紀後半	前方後円墳 1基	後円部北側で一部周溝(幅0.5m)を確認 円筒埴輪を採集	鉄斧 琥珀原石			
		6世紀後半	前方後円墳 2基 円墳 1基	前方後円墳 墳長55m、後円部径31.5m 1号墳 前方部幅22m 2号墳 墳長43m、後円部径26.5m 前方部幅15m 円墳 3号墳 径10m	2段築成 横穴式石室	墳丘の残存状態は良好		
		6世紀後半	円墳 1基	円墳 3号墳 径10m				

表3-(3) 古墳群調査資料のまとめ

名称	古墳構成と総数	築造時期	古墳の規模	古墳構造と出土遺物	現況状態	公有地化状況	備考
須多田古墳群	前方後円墳：(現存4基) 円墳：(現存1基)	5世紀中頃～ 6世紀末	前方後円墳 須多田上ノ口古墳： 墳長43m、後円部径22m 前方部幅30m 須多田ミソ塚古墳： 墳長67m、後円部径22m 前方部幅23.5m 須多田下ノ口古墳： 墳長82.8m、後円部径30m 前方部幅60m 須多田天降天神社古墳： 墳長80m、後円部径48m 前方部54m 円墳 須多田ニタ塚古墳：径33.5m	墓石を持つ。幅5mの周溝と7mほどの周堤を確認 2段築成、前方部は近世墓で削平 前方部南部で横穴式石室 2重の周溝を一部確認 2段築成 幅10mの周溝と幅10mの周堤が巡る 表面葺石と埴輪 周溝を確認 石室3.0×1.6mを確認	— — 前方部墳丘盛土は土 取りにより失われた 後円部南側周堤上に産神が 祀られている 遺存状態は比較的良好 —		未指定
在自剣塚古墳	前方後円墳：1基	6世紀末	墳長101.7m、後円部径49m 前方部幅64m	後円部は丘陵を削り出した丘陵切断で造られ、 全体は2段築成になっている	墳丘の残存状態は良好		
宮地嶽古墳	円墳：1基	7世紀前半	東西径3.4m、南北径27mの楕円形状	石室は無袖の横穴式石室の奥に横口式石櫛をも つ。側壁に籠状の切込込みを持つ。 武器 頭椎大刀2 馬具 金銅製鍔板2・金銅製杏葉2・金銅製鞍金具 金銅製蓋鏡・金銅製かこ・ガラス板・ガラス丸玉・蓋 付銅椀・銅盤・金銅製透影龍文冠 副葬品は国宝指定	石室入口に不動の拝殿が造られ 奥には不動尊が祀られている		
宮司井手ノ上古墳	円墳：4基(現存1基)	5世紀前半	径26m	堅穴式石室と箱式石棺、石蓋土壇墓と3つの異なる 主体部を持つ。 堅穴式石室 金銅製鈴・ガラス小玉・鉄刀・鉄斧・鑿 箱式石棺 三角板革鞆短甲1・刀2・剣2・矛1・鉄鏃 25・鹿角製刀子柄1・刀子1・鎌1・鉄柄手斧3・鉄斧2 鑿1・U字型鋤先1 石蓋土壇墓 刀1・矛1・鎌1・鉄鏃1・鉄てい1・碧玉 製管玉1	—		未指定
手光湯ノ浦古墳群	円墳：3基	—	—	1号墳：石棺 2号墳：堅穴式石室 3号墳：堅穴系横口式石室	—		未指定
手光波切不動古墳	円墳：1基	7世紀中頃	—	石室は全長10.8mで、奥が石彫になっている	墳丘周囲を宅地により削られて いる		市指定史跡

— 調査写真1 —

①勝浦ゾーン

〔勝浦高原古墳群〕



後円部

〔勝浦井ノ浦古墳〕



前方部石室

〔勝浦峯ノ畑古墳〕



石室内石柱



石室入口

— 調査写真 2 —

③奴山・生家ゾーン

〔新原・奴山古墳群〕



22号墳、24号墳西側



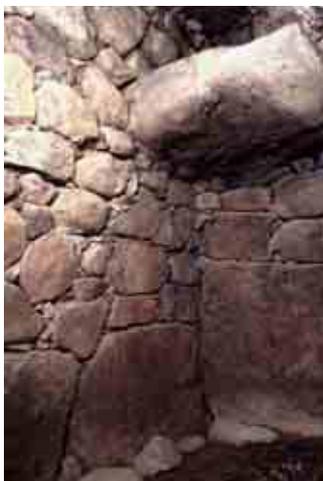
7次調査



6号墳石室（第2次調査）



49号墳石室（第7次調査）



44号墳石室（第8次調査）



中世墓（第8次調査）

— 調査写真 3 —

〔生家大塚古墳〕



前方部



第2トレンチ

③須多田ゾーン

〔須多田古墳群〕

・須多田ミソ塚古墳



全 景

・須多田下ノ口古墳



全 景



第1周溝土器北側

— 調査写真 4 —

・須多田ニタ塚古墳



全 景



石室 奥壁

〔在自剣塚古墳〕



くびれ～後円部



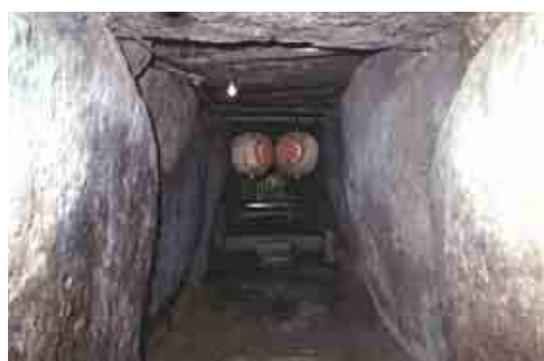
第2 トレンチ

④宮司・手光ゾーン

〔宮地嶽古墳〕



宮地嶽古墳入口



石 室

— 調査写真5 —

〔宮司井手ノ上古墳〕



主体部全景



2号主体部 人骨・副葬品出土状態（南から）

〔手光波切不動古墳〕



石室

〔手光湯ノ浦古墳群〕



1号墳



2号墳



3号墳

3. 計画地域を対象とした現況調査

1) 計画地域の設定と調査の方法

本業務の対象とするところは、津屋崎古墳群の整備基本構想で、遺構および遺跡の保存整備に必要な範囲とする。

調査は各種文献・報告書等を基本にし、現地踏査で自然・社会・歴史環境等の補足調査を行い、特性・課題の洗い出しを行う。

2) 自然・社会・歴史環境に関する調査

①自然環境調査

ア. 地形・地質

福津市の地形は、筑紫山地の分離丘陵の一つ宗像丘陵部に属している。海岸部は細長く砂質裸地の小丘陵が発達し、これに並行する形で砂礫台地が形成されている。津屋崎地域は江戸時代に干拓が行われるまで、内海が奥深く入り込んでおり、この内海に並行する形で東側は砂礫台地、丘陵地（大起伏丘陵地、標高200m以下）の緩傾斜の山地が続いている。津屋崎古墳群の大部分は、この丘陵地付け根から砂礫台地の先端部にかけて造られている。

福間地域は西側の海岸砂丘から東側に向けて三角洲性低地、砂礫台地と標高100m未満の低平地が地域の8割を占めている。

地質は低平地部分では、砂・礫・粘土で構成され、丘陵部から山地にかけては、花崗岩類が土層化した状態で、表層は細粒グライ土壌が主体を占める(図3参照)。

イ. 植生

福津市の植生は、東側の山地と渡半島丘陵部に見られるシイ・カシの萌芽林と、一部海岸に残るクロマツ林に特色がある。台地部から丘陵部にかけては、人為が強度に加わった二次林が、ヒノキの人工林と竹林の間にわずかに発達する。この中であって、舍利蔵の観音堂境内のナギは、樹齢800年以上で福岡県の天然記念物に指定され、渡半島恋の浦には県内で唯一といわれるカシワが自生するなど、地域的には趣きが異なるものもある。なお、カシワは宗像大社の御神木でもある。

津屋崎古墳群を取巻く植生を見ると、常緑照葉樹のヤブニッケイ・タブノキ・モチノキ・マテバシイ・スダジイ・トベラなどが目立つ。落葉樹はアカメガシワ・ヤマザクラ・コナラ・マメガキ等の他、笹類やツタ類で覆われる所が目立つ。中央部の新原・奴山古墳群は草本類が主体であるが、これは古墳管理に伴い、伐採が繰り返された結果であろう(図4参照)。

ウ.水 系（生物）

玄海国定公園に指定されている海岸線は、市内外からの海水浴客で賑わい、またウミガメの産卵地としても知られ、福津市を代表する自然景観である。津屋崎地域の渡半島東側は内海が奥深くあり、江戸時代に干拓されるまでは勝浦潟と呼ばれていた記録が残る。現在も津屋崎漁港から幅100m、長さ2kmほどの細長い入り江（津屋崎水道）として特色のある水景を残し、越冬に訪れるクロツラヘラサギ等多くの水鳥や、カブトガニの生息が見られ、これらの動物を保護するために、平成18年度から鳥獣保護区に指定されている。河川は福間地域の中央部に西郷川（2級河川）が東西方向に流れ海に注ぐ他、小規模な河川が幾筋か玄界灘に流れ込んでいる。

この他、津屋崎地域の台地には、多数の溜池が発達しており古墳周辺にもいくつか隣接するものがある。内海の新田干拓に伴い発達したこれらの溜池は、地域を象徴する文化的景観ともなっている（図5参照）。

エ.景 観

福津市の東側は、筑紫山地から発生した宗像丘陵が南北に縦断し、緩やかな起伏の低山地地形と緑の景観を残す。西側は海岸線とそれに続く一部の丘陵部が玄海国定公園の指定を受けた風光明媚な景観を持つ等、自然景観に恵まれた環境にある。

一方で市南東部の平坦地では、早くより宅地開発が進み、駅周辺部は高層建築群も立ち並ぶ。また中心部の県道沿いには量販店も進出し、人工的色彩と意匠を競うかのごとき景観を見せる地域もある。

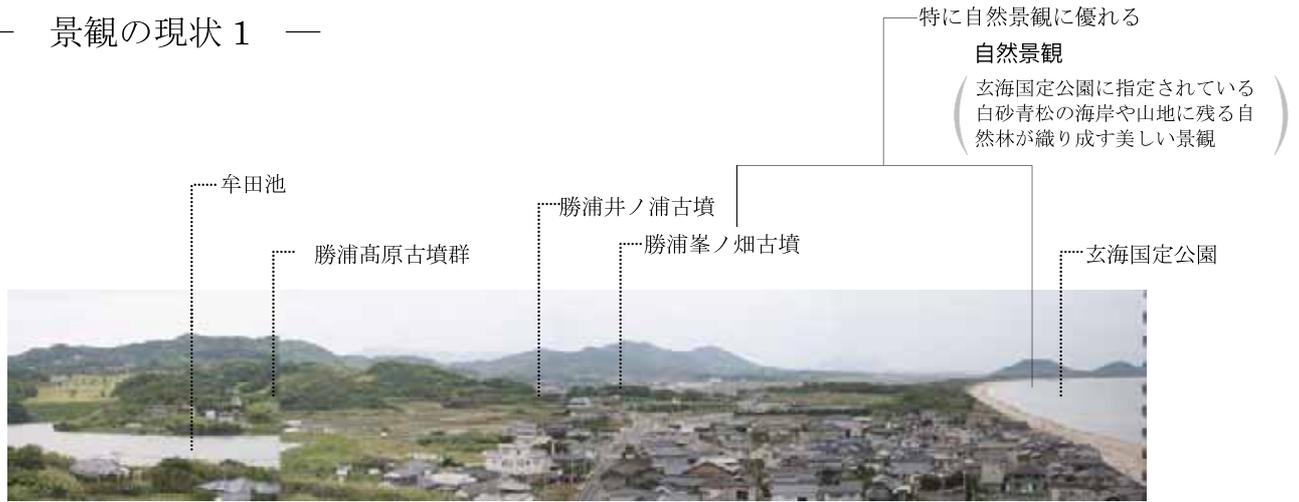
市北東部は、丘陵山地から広大な田地、砂浜と緑が美しい海岸が東から西に展開し、優れた景観を呈している。この中央部を南北に縦断する国道495号沿いにおいて、特に眺望の優れた地域をビューポイント^{※1)}として整備することで、新たな観光資源となる可能性を持っている。

この地域の古墳群は、丘陵裾部や平坦地に伸びた台地上に分布し、樹林に被われたもの、定期的な草刈により墳形が認識しやすいもの、集落の奥にあるものなど多様な景観を見せている。また、神社の杜や、集落内の林地として生活と結びついている古墳もある。個々の条件を考慮しながら、古墳を顕在化させる範囲、古墳以外の要素も尊重する範囲を区分するなど、きめ細かく景観育成の方向付けを行うことが古墳群の保全と活用にも有効である。

一方、市南東部平坦地から台地上の古墳群は、開発により削減したものも多いが一部は住宅などに囲まれる形で残存している。この地域では、古墳の保存策を第一としながら、地域の旧来の景観を残す場所としての活用も視野に入れる必要がある。

※1)ビューポイント：地域の特性を示す自然景観や田園景観、里景観や歴史的景観を眺望できる場

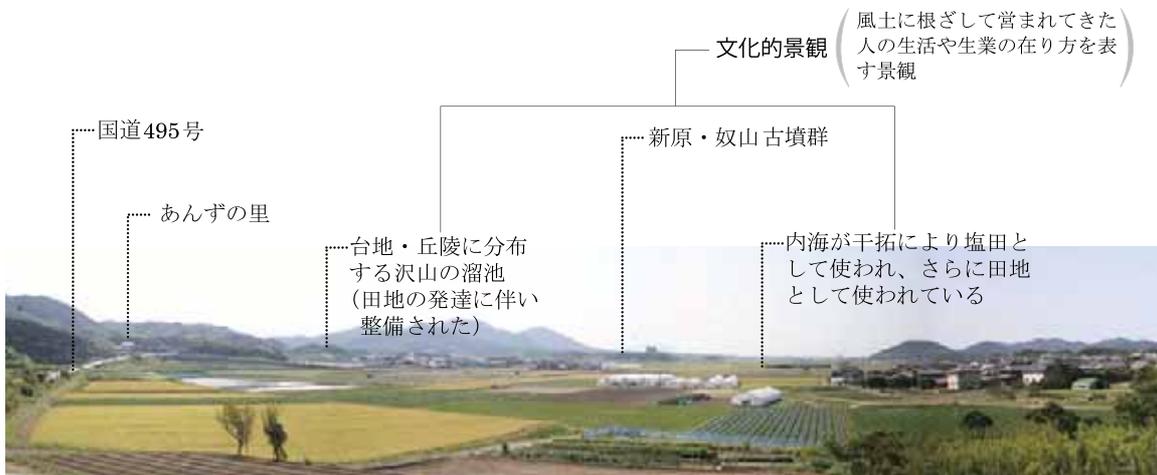
— 景観の現状 1 —



勝浦から新原・奴山方面の俯瞰景



大峰山から津屋崎方面の俯瞰景



勝浦から国道495号沿いの景観

— 景観の現状 2 —



生家付近から新原・奴山古墳群の景観



森山ふもと付近から新原・奴山古墳群の景観



田園の中に残る古墳



神社林的な古墳



須多田の市道沿いの古墳

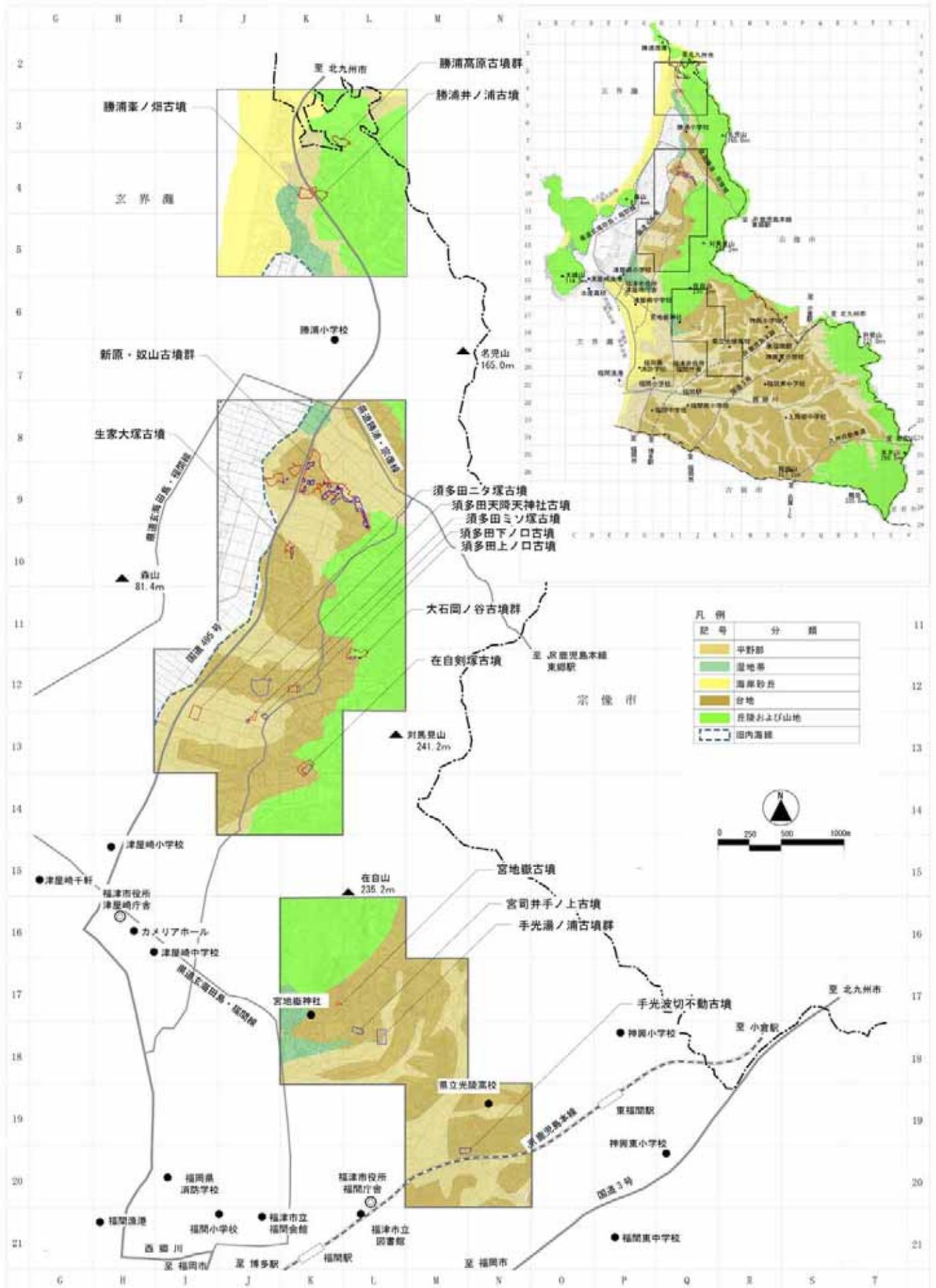


図3 地形・地質図

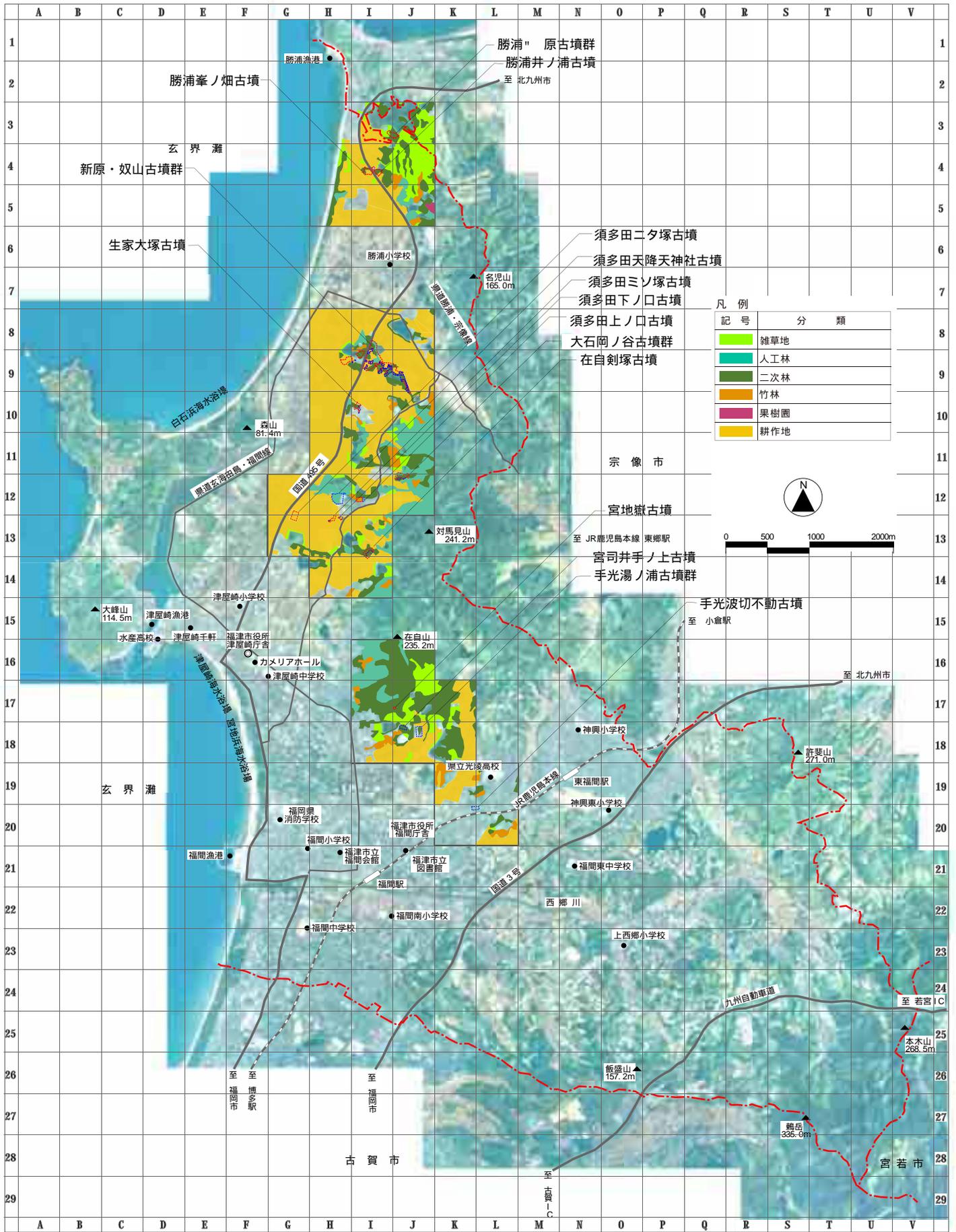


図4 植生図

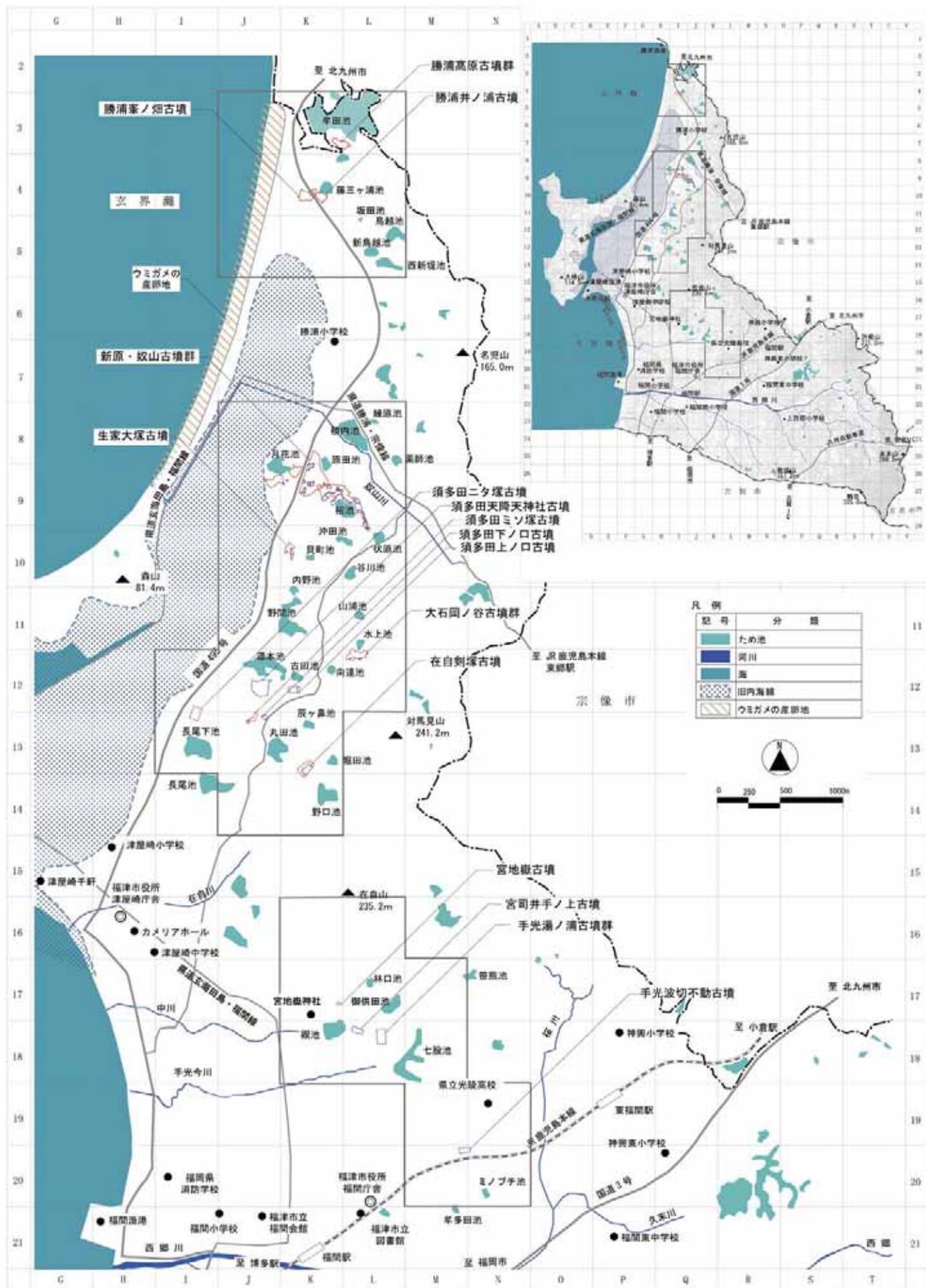


図5 水系図

社会環境調査

ア. 人口

福津市の人口は、2000年(H12年)国勢調査時が55,778人、2005年(H17年)調査時は55,677人と微減している。

このうち世代別人口で見ると、生産年齢人口のうち20~40歳代の子育て世代や、15~24歳の就学世代の占める割合が、福岡都市圏の他自治体に比べ少なく、団塊世代を含む高齢人口の構成が高くなっている。

特に就学世代は、小・中学生数が2007年(H19年)4月初旬で4,447人、(小学校児童数2,890人 7学校103クラス、中学校生徒数1,557人 3学校49クラス)と全体の8%程度と低い。

なお、古墳群の活用にあたって整備を予定する各種の案内・便益施設等は、学校教育での活用を一つの柱と考え、施設整備に当たっては学校数や児童生徒数を、施設の規模算定の目安と捉え検討する。

イ. 土地利用

福津市は、福岡・北九州両政令指定都市に近く、自然環境と交通機関に恵まれるなど、立地環境から住宅都市として発達している。特に福間地域の国道3号とJR鹿児島本線に挟まれた地域では、早くから大規模な宅地開発が進み、海岸沿いの三角洲低地に発達した旧住宅地を大きく上回るまでになっている。商業地はJR鹿児島本線福間駅前に小規模にまとまっている。この他福間地域の土地利用は、大部分が農地と山林で占められている。

津屋崎地域は、沿岸部に市街地があり、北部の勝浦へ農地が広がっている(図6参照)。

ウ. 道路交通状況

福津市の道路状況は、福岡市・北九州市を結ぶ国道3号・国道495号が、それぞれ市を南北に縦断する他、九州縦貫道へは隣接する古賀市と宮若市からアクセスできる。JR鹿児島本線福間駅からは、博多駅まで約30分、小倉駅まで60分の位置にあるなど広域からの利便性に恵まれる。

津屋崎古墳群の大半は、海岸沿いを南北に抜ける国道495号沿いに分布することから、両都市圏からの利便性は高い。

さらに、道路が直近まで整備されているため、車社会に対応しやすい環境下にある(図7参照)。

エ. 遺跡地の法令と占有物

津屋崎古墳群の多くは、文化財保護法による国指定史跡となっており、これらの古墳の大部分は都市計画区域内の用途白地地域と準都市計画区域にあり、その大半は農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域となっている。

この他、津屋崎地域の海岸および一部山林が玄海国定公園であることから、宮地嶽古墳が自然公園法第2種特別区域の適用を受けているが、津屋崎古墳群およびその周辺の環境保全に対する法的保護は十分とはいえない。また、手光波切不動古墳は第1種住居地域内で直近まで宅地が迫っている。

遺跡地を占有している状況に目を転じると、大部分の遺跡はその一部若しくは多くを、農地や道路、あるいは神社地として現在も使われるなど、保存環境に恵まれた状態になく、原状回復には多くの課題を抱えている(図8参照)。

オ. 観光

福津市の海岸線は玄海国定公園に指定されており、市の主要な観光施設もこの地域に集中している。特に白砂と遠浅、良好な水質の海岸には4箇所の海水浴場が整い、筑豊地区等からも海水浴客を集めていた。南側の3箇所の海水浴場は、近年海洋スポーツを楽しむ若年層が増え、開放的な飲食店や海洋スポーツ品店などが立ち並び、年間を通じて賑わいを見せている。一方で、渡半島北側にある白石浜海水浴場は、近接してウミガメの産卵地もあり、自然環境が尊重された美しさと静けさのある白砂の海岸が今も残る。

この他、渡半島にはキャンプ場が整備され、頂上の展望園地からは海岸線と北東部連山の眺望が楽しめる。

海岸線と平行に走る国道495号沿いの観光施設のうち最も北部に位置する、あんずの里(運動公園と農産物販売)には、地域住民はもとより国道通行者も多く立ち寄り、賑わいを見せている。

また、国道495号の南西部に位置する津屋崎千軒は、江戸時代から明治時代にかけて、海上交易と塩田で栄えた当時の繁栄の様子を残している町並みや、町屋形式の商家で国の登録文化財となっている「旧上妻家住宅(津屋崎千軒民俗館 藍の家)」は、伝統工芸の展示や各種のイベント、文化講演会の場として活用され、市民に親しまれている。

津屋崎地域の南端に位置する宮地嶽神社は、市内で最も有名な観光施設であり年間200万人の参拝者を集める。境内には桜や菖蒲を楽しめる園地も整備され、参拝道沿いには土産物店も並んでいる。

この他、西郷川の中上流部には、なまずの郷(福津市総合運動公園)、ほたるの里(本木川自然公園)等市民を中心に親しまれる施設が整備されている。

しかしながら、本市の観光施設における観光者行動は、日帰り客中心で、かつ単一目的の行動が主体と考えられる。現時点では津屋崎古墳群の知名度も低く、受け入れ態勢も整っていないことから、古墳群を訪れる人はきわめて少なく、観光施設と連携性のある活用も殆どない(図9参照)。

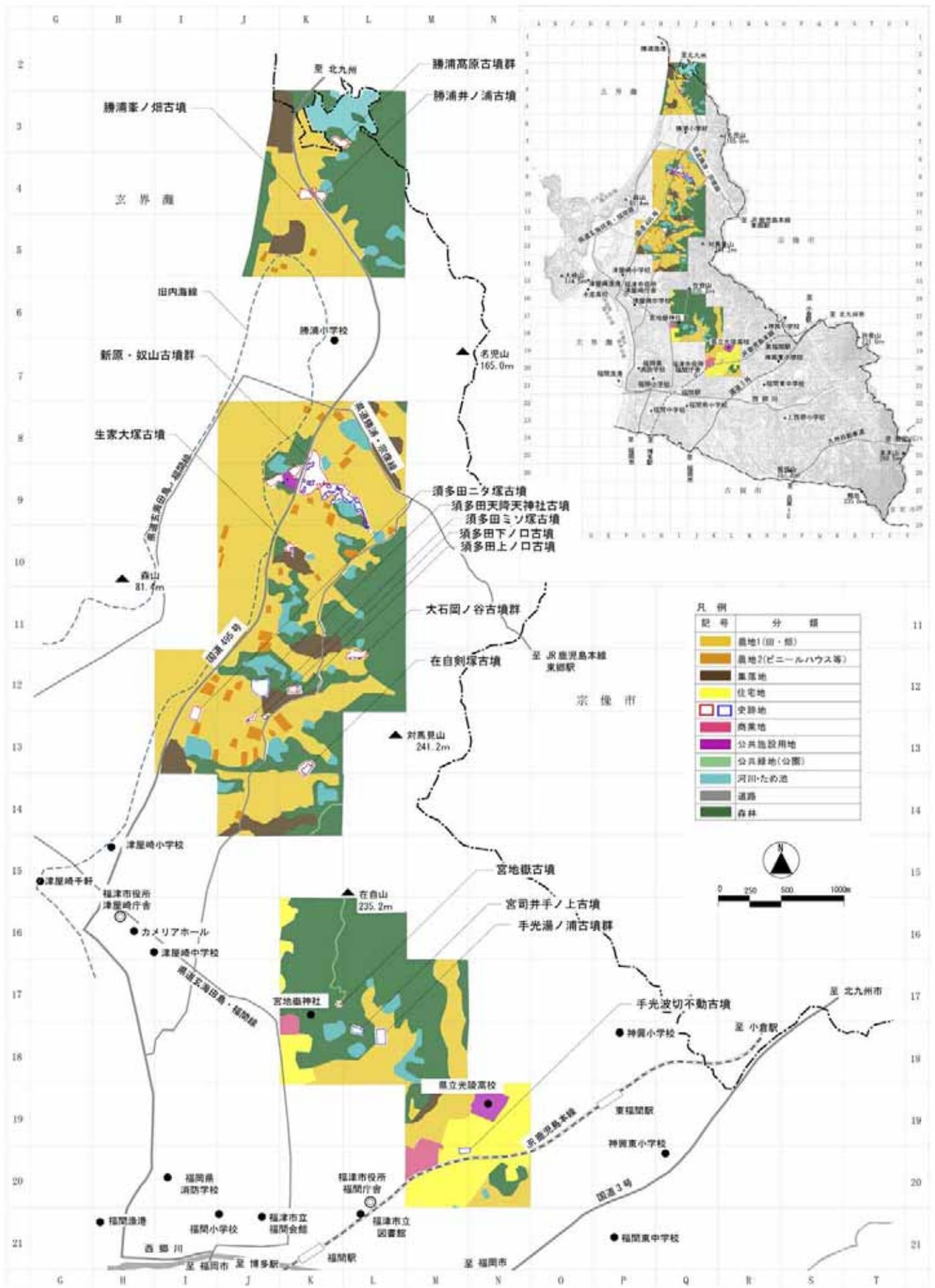


图6 土地利用图

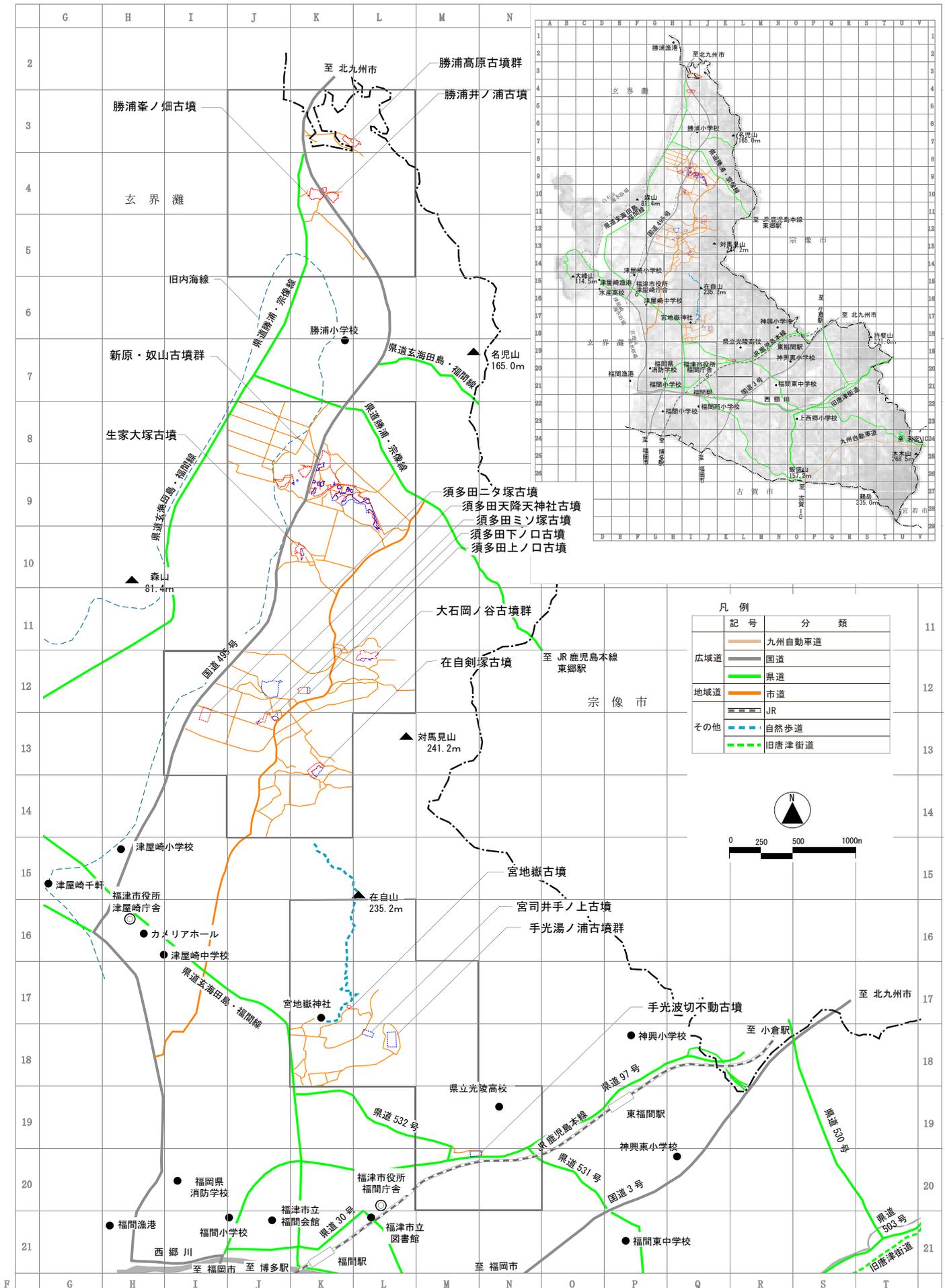
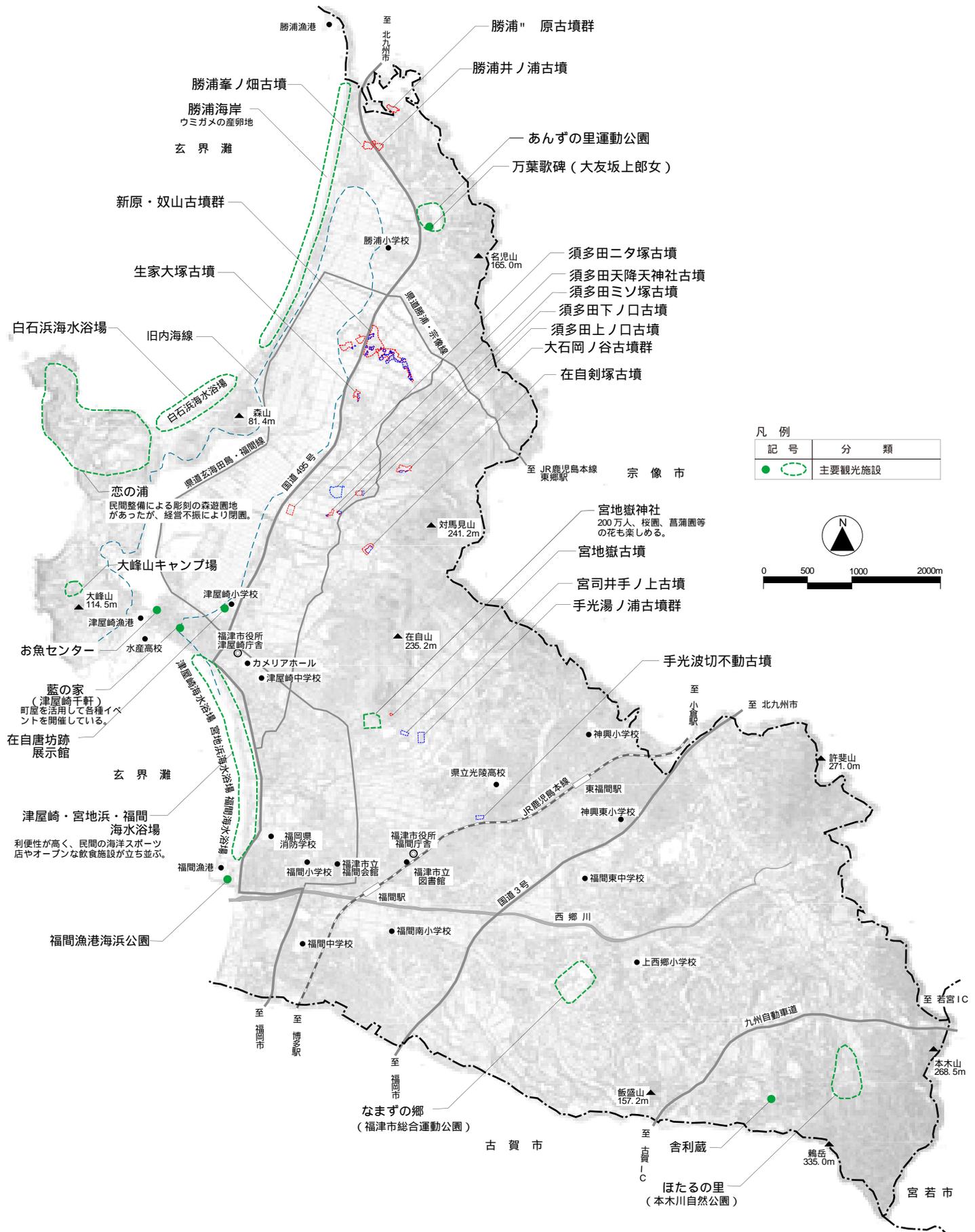


図7 道路交通網図



記号	分類
● (green circle) / (green dashed line)	主要観光施設

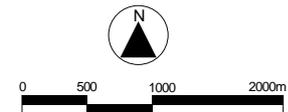


図9 主要観光施設位置図

歴史環境調査

ア. 福津市の歴史

本市に残る最初の人々の活動痕跡は、市北東部牟田池周辺から採取された石器により、旧石器時代まで遡ることができる。以後、縄文・弥生の遺跡は少ないが、弥生時代前期初頭の今川遺跡からは、環濠集落が発掘され、朝鮮半島系の遺物も見つかっている。

古墳時代中頃に入ると、宗像地域は海外交易の要所としての役割を担い、沖ノ島祭祀に深い関わりを持つ胸形君一族の墳墓群である津屋崎古墳群が、5世紀前半から7世紀前半にかけて、市北東部内海に面した台地および丘陵裾部に、前方後円墳や大型円墳が築造された。同じく市南部の三角洲低地の中を流れる西郷川流域には、山地から派生する丘陵尾根ごとに、5世紀から6世紀にかけて造られた小規模な円墳が230基程度確認されている。

これらの古墳の遺物の中には、中国大陸・朝鮮半島のものも数多くあり、この地域の文化や鉄器利用の先進性を示すものも見られる。

古代の福津市は、宗像郡の一部となるが、市の東部には、郡衙や古代の建物群の所在地に認められる「八並」の地名がある。また八並に接する畦町は、古代官道が整備されたという。この周辺に郡衙があったことも推察される。海上交通も渡半島で守られた内海は、郡内屈指の良港として、郡津が置かれていた可能性もある。

中世に入ると、宗像社領となり、宗像大宮司による支配が続く中、津屋崎の津は、朝鮮との独自の通交や、対外貿易で栄え、特に日宋貿易では、現在の津屋崎小学校付近一帯に港町(唐坊)ができたほど栄えていたと考えられ、最近の調査で、宋時代の青磁や白磁が多数出土した。

江戸時代に入ると、筑前国の藩主となった黒田長政の所領に組み込まれ、内海は塩田と新田干拓が進み、同時に背後の台地では溜池整備が進められた。これは、今日の津屋崎地域の原風景の骨格を成すものである。

福間地域では、西郷川中流から上流の流れに沿い、赤間から青柳に至る唐津街道が整備され、現在の畦町に宿場が置かれていた。明治23年に博多と赤間の間に鉄道が開通し福間駅が開設された。

このように本市は東西、海岸部と内陸部に主要な交通動線を持った要所であったことが、関連の地名や遺構から窺える。

明治22年の市制町村制施行に伴い、明治30年に津屋崎町・同42年には福間町が誕生し、その後各々周辺の村を合併し、平成17年2町の合併により福津市となった。

イ. 市内の文化財状況

市内の各地域に、旧石器時代から現代にいたる人々の活動の痕跡が残る。旧石器、縄文、弥生の各時代については、牟田池周辺や今川遺跡、手光周辺など、徐々に遺跡が把握されている。

古墳時代では、津屋崎古墳群をはじめとする古墳、およびその出土品が顕著である。他方、集落などの生活遺跡の調査例も蓄積されている。本市の古墳時代を特色付ける大陸や朝鮮半島との関わりを、多様な面から知ることができる。

古代においては、本市の位置付けを示す遺跡として、神興廃寺がある。また、在自遺跡の大型建物など、本市の古代を知る資料が次第に増加している。

中世から戦国時代にかけては、市内各所に残る山城が、宗像大宮司家と立花勢の緩衝地帯となった本市の歴史を物語る。

近世では、旧唐津街道の宿場であった畦町や、塩の積出や廻船で繁栄した津屋崎千軒に、当時の面影が残る。

表4 福津市内の指定文化財

種別	指定	名称	指定年月日	備考
史跡	国	津屋崎古墳群	平成17年3月2日	
有形文化財 考古資料	国宝	宮地嶽古墳出土品	昭和11年9月18日 昭和27年3月29日	
有形文化財 考古資料	国宝	筑前国宮地嶽神社境内出土骨蔵器	昭和14年10月25日 昭和36年4月27日	
登録有形文化財 (建造物)	国	旧上妻家住宅 (津屋崎千軒民俗館藍の家)	平成19年9月21日答申	
有形文化財 彫刻	県	木造釈迦如来立像	昭和30年3月5日	
有形文化財 工芸	県	縫殿神社梵鐘	昭和32年12月20日	
有形文化財 考古資料	県	新原の百塔板碑	昭和49年8月6日	
有形民俗文化財	県	一楽院文書並びに法具類	昭和37年4月19日 昭和44年10月20日	
有形民俗文化財	県	舍利蔵天正三年拾月起拾月祭座帳	昭和44年10月20日	
有形民俗文化財	県	福間浦鱒漁絵馬附寛政六年銘絵馬	昭和55年3月1日	
天然記念物	県	恋の浦海岸	昭和30年7月21日	木魚介類の化石群
天然記念物	県	舍利蔵のナギの木	昭和44年10月20日	
天然記念物	市	波折神社イチヨウ	平成15年2月26日	
史跡	市	手光波切不動古墳	平成4年10月13日	
史跡	市	赤御堂板碑	平成14年10月13日	
史跡	市	伝宝林寺跡石塔群附正平板碑	平成14年8月28日	
史跡	市	在自西ノ後遺跡	平成15年2月26日	
有形文化財 考古資料	市	津丸高平遺跡経塚出土品	平成14年10月13日	
有形文化財 考古資料	市	梵字キルク・ア石塔	平成14年8月28日	
有形文化財 考古資料	市	梵字アーク石塔	平成14年8月28日	
有形文化財 彫刻	市	大日如来坐像 附菩薩形坐像、大日如来坐像	平成14年8月28日	
有形文化財 彫刻	市	馬頭観音坐像	平成14年8月28日	
有形民俗文化財	市	福間浦方資料福間浦漁場岡境 定書福間浦鱒地曳網漁図巻	平成14年10月13日	
有形民俗文化財	市	石社	平成14年8月28日	
無形民俗文化財	市	津屋崎祇園山笠	平成16年12月27日	

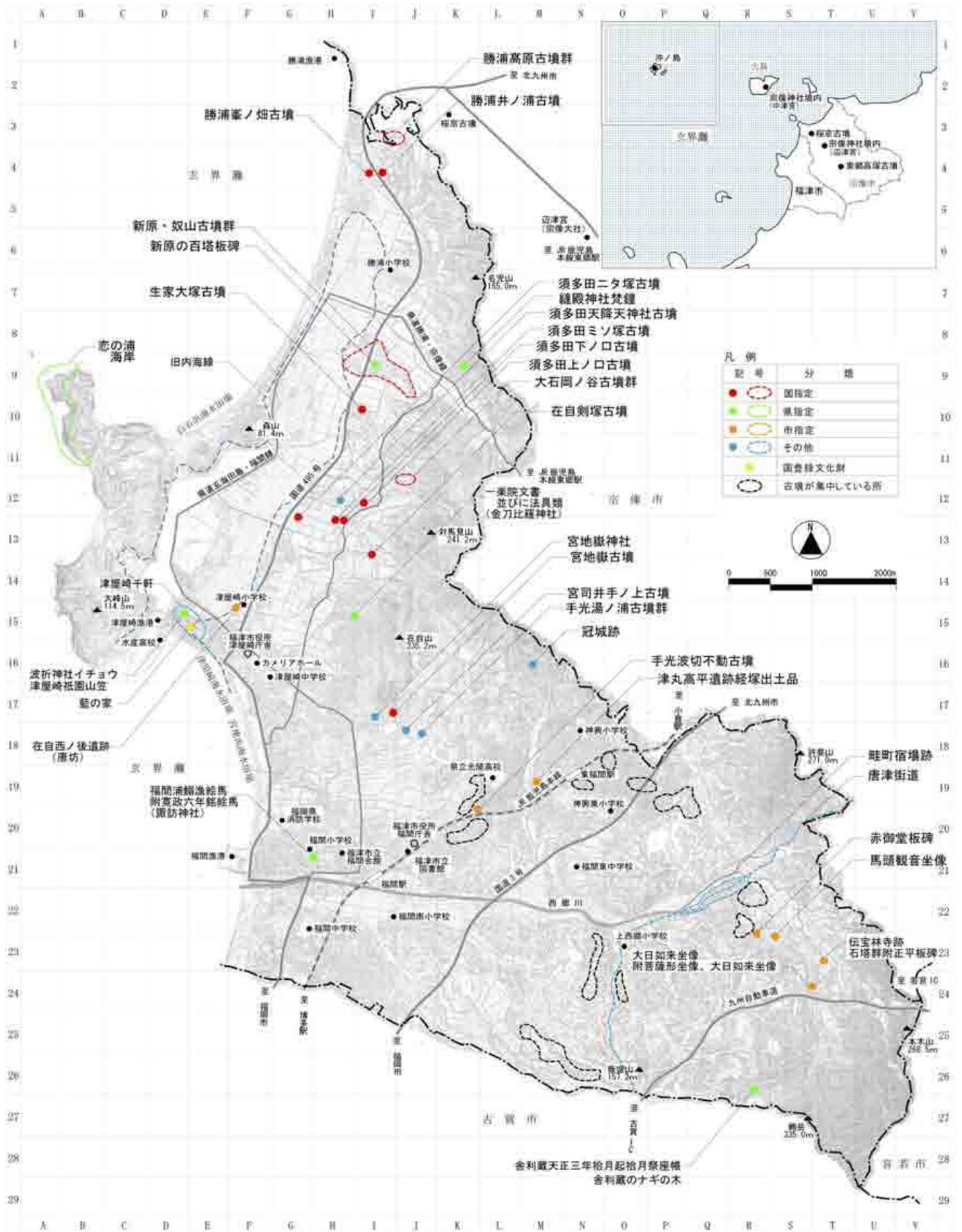


図10 文化財分布図

4. 基本構想

1) 総合計画との連携

本構想は『福津市総合計画』の中で体系的に示されている歴史遺産の将来像や方向性をもとに、歴史遺産の望ましいあり方を具体化するものである(表5)。

表5 福津市の将来像と方針

将来像	7の分野別目標像 7	18の基本方針 18	50の施策展開の方針 50
<p>人を、明日を、誇るまち。福津。</p> <p>人が愛するまち、郷土を愛する心を、ひとつの力にできること。 人が輝くまち、未来への夢を語りあえること。 人がつなぐまち、助けあい、支えあい、ともに歩みだすこと。</p>	<p>1 みんなの力で地域自治をすすめるまち 地域自治 (P32)</p>	<p>01 地域自治のしくみをつくり、地域づくり(郷づくり)をすすめる (P33)</p> <p>02 がんばる市民等を応援するしくみをつくる (P34)</p> <p>03 地域を知り、郷土を愛する環境をつくる (P35)</p>	<p>1 地域自治の環境を整え、地域づくり(郷づくり)を支える</p> <p>2 市民や地域間の交流をすすめる</p> <p>3 市民等の様々な活動を支援する</p> <p>4 市民等の力を生かし、公的サービスを充実する</p> <p>5 郷育力レτζを拡充し、地域自治の担い手となる人材を発掘する</p> <p>6 郷育と学校教育の連携のしくみをつくり、地域の人材を生かす</p> <p>7 歴史・文化を後世に伝えるための環境を整える</p> <p>8 自然環境を学び、愛するしくみをつくる</p>
	<p>2 子どもが夢を持ち、健やかに育つまち 子ども (P37)</p>	<p>04 地域と連携し、各校が独自性に富んだ学校運営を行う (P39)</p> <p>05 子どもが集い、主体的に活動する環境を整える (P40)</p> <p>06 子育て中の親を支援する環境を充実する (P41)</p> <p>07 子どもの権利を守り、健やかに育つ環境をつくる (P42)</p>	<p>9 学校運営に地域が参画するしくみをつくる</p> <p>10 子どもの個性や能力を伸ばすためのしくみをつくる</p> <p>11 幼児教育推進体制を確立する</p> <p>12 「こどもの城」を拠点に子どもを中心とした様々な活動を支援する</p> <p>13 地域や学校が連携して、子どもの居場所づくりをすすめる</p> <p>14 子どもの学習環境、読書環境を整える</p> <p>15 子育て支援センターを充実する</p> <p>16 保育のしくみを充実する</p> <p>17 子どもの権利を保障するためのしくみをつくる</p> <p>18 児童虐待に関する相談体制を強化する</p> <p>19 子どもの健やかな成長を見守り、支えるしくみをつくる</p>
	<p>3 みんなが安全に、安心して暮らせるまち 安全安心 (P43)</p>	<p>08 防犯・防災の環境をみんなでつくる (P45)</p> <p>09 お互いの暮らしをみんなで支える (P47)</p> <p>10 一人ひとりを大切に (P48)</p>	<p>20 危機管理意識を高め、その体制を整える</p> <p>21 災害に備え、予防を徹底し、災害に強いまちをつくる</p> <p>22 防犯意識を高め、犯罪を呼び込まないまちをつくる</p> <p>23 高齢者の暮らしを支えるしくみをつくる</p> <p>24 障害者の暮らしを支えるしくみをつくる</p> <p>25 健康な暮らしを支えるしくみをつくる</p> <p>26 男女がともに歩むまちづくりをすすめる</p> <p>27 一人ひとりの人権を守る</p>
	<p>4 自然を大切にしたい美しいまち 自然環境 (P49)</p>	<p>11 豊かな自然をみんなで守り育てる (P51)</p> <p>12 地球温暖化防止に努め、資源の浪費を防ぐ (P52)</p>	<p>28 環境創造・環境保全活動をすすめる</p> <p>29 環境美化活動をすすめる</p> <p>30 地球温暖化防止対策をすすめる</p> <p>31 資源の有効利用をすすめる</p>
	<p>5 みんなにやさしく、快適で住みよいまち 居住環境 (P53)</p>	<p>13 都市基盤を整え、快適で魅力的なまちになる (P55)</p> <p>14 安心して住みつけられるまちづくり、住宅づくりをすすめる (P57)</p>	<p>32 上下水道などの生活基盤の整備をすすめる</p> <p>33 円滑な交通の体系を整える</p> <p>34 福津市の顔となるまちづくりをすすめる、新たな人口を呼び込む</p> <p>35 自然や歴史を生かし、魅力ある景観形成に取り組む</p> <p>36 ユニバーサルデザインのまちづくり、住宅づくりをすすめる</p> <p>37 既存の社会資本を有効活用・改善し、次世代につなぐ</p> <p>38 土地利用を適正に誘導する</p>
	<p>6 地域産業を支え、育むまち 地域産業 (P58)</p>	<p>15 農漁業を振興し、生鮮食料供給拠点となる (P60)</p> <p>16 市内消費額を増進する (P61)</p>	<p>39 地の利を生かした都市型農業をすすめる</p> <p>40 農漁業経営の基盤を強化する</p> <p>41 地産地消を推進する</p> <p>42 商業施設や事業所の誘致をすすめる</p> <p>43 中心市街地と地元企業の協力を図る</p> <p>44 観光資源を連携し、観光客の回遊性を高める</p>
	<p>7 福津ブランドを生み育て、発信するまち ブランド (P62)</p>	<p>17 競争力をつけ、計画的に営業展開する (P63)</p> <p>18 連携と交流を強化する (P64)</p>	<p>45 福津方式や地場産品などのブランド化をすすめる</p> <p>46 市内向けの情報提供を充実する</p> <p>47 市外への営業活動や情報発信を強化する</p> <p>48 まちづくりにおける産学官の連携を強化する</p> <p>49 周辺自治体との広域連携をすすめる</p> <p>50 国内・国際交流事業をすすめる</p>

(出典：福津市総合計画)

2) 計画地域の特性と方向性

①古墳群を構成する特性

津屋崎古墳群は、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」を構成する遺跡として世界遺産への登録準備が進められるなど、沖ノ島との強い関係をもつものである。古代の対外交渉に関わる国家的祭祀が行われた沖ノ島で、祭祀に関わった胸形君一族の奥津城として系譜が辿れる古墳群でもあり、当時の中国大陸や朝鮮半島の技術や道具が早い時期に伝わった地域である。以下、当古墳群の特性を要約する。

- ・地方首長の系譜が辿れ、被葬者が推定される古墳もある。
- ・中国大陸、朝鮮半島からの各種の技術や、道具・装身具、特に鉄に関する技術や材料が早い時期に伝わった地域であったことを示す古墳群である。
- ・他地域には見られない石柱を立てた石室をもつ古墳がある。
- ・出土遺物の中に、渡来の馬具、冠、ガラス製品など優れたものがあり、国宝に指定されている。これら出土遺物から朝鮮半島、中国、さらに西アジアまで通じる広い文化的繋がりを窺うことができる。
- ・古墳の規模、分布密度とも北部九州を代表する内容をもっている。

古墳群と周辺地域の特性と方向性

古墳群と周辺地域の調査結果を、古墳の保存と活用の視点から特性と方向性をまとめる。

表6 調査から得られた古墳群の特性と方向性

	特 性	方 向 性
古墳群 (本質的な特性)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方首長の系譜が辿れ、被葬者が推定される古墳もある。 ・大和王権の中での、北部九州、あるいは当地域の位置付けと機能を示している古墳群である。 ・中国大陸、朝鮮半島からの各種の技術や、道具・装身具、特に鉄に関する技術や材料が早い時期に伝わった地域であったことを示している古墳群である。 ・他地域には見られない石柱を立てた石室をもつ古墳がある。 ・出土遺物の一部は国宝となっている。 ・古墳の規模、分布密度とも北部九州を代表する内容をもっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・古墳群の整備は保存と調査が前提である。 ・古墳群はゾーン別で異なった特性を反映し、各古墳のもっている価値が伝わりやすい整備を行う。 ・古墳群の普遍的な価値や特性、並びに調査で得られた出土品等を体系的に展示・案内するガイダンス施設を全体の拠点となる場に整備する。
(現 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・国史跡指定を受けた古墳および、追加指定を予定している古墳の大半は十分な調査が行われていない。 ・国史跡指定を受けた古墳群の1割しか公有化できていない。 ・市が誇る優れた景観を選定した「福津三十六景」のひとつに新原・奴山古墳群が選ばれた。 ・新原・奴山古墳群以外の古墳は、樹林に被われて視認性が低い。 ・市民レベルでは古墳群の全体像を伝える情報が不十分で認知度も低い。 ・個々の古墳の案内・説明・名称等の施設整備はこれからである。 ・古墳の一部が削平されていたり、社が祀られているケースもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が共有し受け渡して行くべき文化遺産であること。市が内外に誇れる、歴史遺産の分布地域であることを市の各種計画の中に訴え、市民の力で守り受け継ぐ機運を盛り立てる。 ・古墳を顕在化することで、古墳群全体の存在感を高める。

表7 調査から得られた周辺環境（自然）の特性と方向性

	特 性	方 向 性
自然環境		
(地形)	<ul style="list-style-type: none"> 古墳群は築造当時は内海に面した丘陵地から台地先端部にかけて造られている。 内海は江戸時代から干拓が進み、塩田と水田が開け、これに伴い古墳群のある台地にも沢山の溜池が造られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の環境特性により形成された田園と溜池は、人々の生活を伝える文化的景観の素地をもっている。
(植生)	<ul style="list-style-type: none"> 海岸部は白砂青松のクロマツ林が主体であったが、現在は常緑照葉樹が主体で、見通しの悪い樹林となっている。 古墳群の多くは、人為が強度に加わった二次林で、みべき植生はなく、逆にこれらの植生により古墳群の視認性が大きく損なわれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 古墳群の顕在化では、計画的な整備が必要となる。 丘陵地の緑についても手入れ法を検討し、環境の向上を図る。
(水系)	<ul style="list-style-type: none"> 内海は現在細長い入り江となっており、カブトガニや、クロツラヘラサギ等の水鳥等の生息地となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 海生生物の生育する自然環境の保全にも十分留意し、自然学習の場としても活用する（自然学習と歴史学習の連携）。
(景観)	<ul style="list-style-type: none"> 津屋崎地域の海岸は、玄海国定公園の指定を受け、風光明媚な自然景観を成す。 国道495号からは、国定公園の自然景観、背後の田園景観、里景観と台地に分布する歴史的景観の秀一な展望がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観、田園景観、里景観、歴史的景観が織り成す地域独自の景観を楽しめる場の設定(ビューポイント)をすることで観光資源にもなる。

表8 調査から得られた周辺環境（社会）の特性と方向性

	特 性	方 向 性
社会環境		
(人口)	<ul style="list-style-type: none"> 福岡都市圏の中では、早くも高齢化、少子化の傾向が見られる自治体である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティや教育現場との連携を図り、生涯学習や小中高の歴史、郷育の場として活用できる。
(土地利用)	<ul style="list-style-type: none"> 古墳群および周辺の大半が、農地若しくは雑種地、神社地で、空間的にゆとりがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺用地の土地利用の大きな変更は少ないが、各種開発行為や産業施設は進出しやすいため制限を検討する。
(道路交通)	<ul style="list-style-type: none"> 福岡、北九州両市からの利便性は高く、各古墳群まで道路が整備されており、車社会への適合性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 主動線沿いに案内サイン（道標）の充実と便益施設（便所・休憩所・駐車場等）の整備を行い、立ち寄り客への利便性を高める。 道路工事などで損傷を受けた古墳は、可能な限り修復を目指す。
(法令)	<ul style="list-style-type: none"> 古墳の大部分は国史跡指定となっている。 各古墳の周辺用地は大半が農業振興地域である。 宮司・手光ゾーンの手光波切不動古墳は、市街化区域の中に入っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 古墳群周辺にゆとりのある環境を保全、育成するため景観法や、条例などを検討する。
(観光)	<ul style="list-style-type: none"> 津屋崎地域の観光資源のうち、海岸部では自然資源が充実し、国道495号沿いは歴史資源が分布する。 宮地嶽神社には年間200万人が訪れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 各古墳群を中心に周辺の観光資源とも連携すれば、多目的な利用行動に対応でき、地域全体の魅力度の向上に繋がる。 各種目的別のお勧めコースを設定して、案内サイン整備を行い、200万人の取り込みを図る。

3) 基本理念

津屋崎古墳群が築造され始めた時代は、北部九州が対外交渉の窓口として発展していた。その代表的な文化財である津屋崎古墳群をはじめとする歴史遺産の望ましいあり方は、本市の将来像を示す総合計画の中に謳われる基本方針のうち、次の3点、

- (1) 地域を知り、郷土を愛する環境をつくる。
- (2) 豊かな自然をみんなで守り育てる。
- (3) 都市基盤を整え、快適で魅力的なまちにする。

に基づき、具体的施策においても、

歴史・文化を後世に伝えるための環境を整える。

環境創造・環境保全活動を進める。

自然や歴史を活かし魅力ある景観形成に取り組む。

の内容を実践するものでなければならない。このことから津屋崎古墳群の基本理念は、

古代から未来へ、貴重な文化遺産である津屋崎古墳群を保全し、福津市の象徴として市民に親しまれる整備を目指す

とし、次の3点を保存整備の目標とする。

- ア. 北部九州を代表する古墳群の存在と価値を内外にアピールし、広く公開する。
- イ. 郷土の輝かしい歴史遺産が身近に感じられ、市民文化の充実に繋がる場とする。
- ウ. 地域全体の文化と環境の一層の充実を図る。

4) 基本方針

津屋崎古墳群の整備基本方針の検討に先立ち、計画地域を対象とした現況調査から、古墳群および周辺環境のもつ特性と方向性を有効に活用するうえで基本理念を定め、保存整備の目標を示した。ここでは、この3つの目標を具体化することで方針に置き換える。

ア. 北部九州を代表する古墳群の存在と価値を内外にアピールし、広く公開する。

【古墳群の整備は保存と調査が前提である。】

- (1) 近年の自然環境の激変に伴う自然災害等へ十分な対策を講じた保存整備を検討する。
- (2) 修復や整備の前提は、発掘調査の結果に基づくものでなければならない。
- (3) 文化遺産の本質的価値を損なったり、誤解を与える保存整備は行わない。

【古墳群はゾーン別の特性や各古墳の価値が伝わりやすい保存整備とする。】

- (1) 津屋崎古墳群は大きく4つのゾーンに分布し、時代も5世紀前半から7世紀前半までの変遷が辿れる古墳群であるため、その時代的な特性が伝わる整備を行う。
- (2) 古墳本体の形式や規模の異なりが顕著に見られ、主体部も国内唯一の石柱が立っている石室等の珍しい内容を、伝えやすい形で公開する。

【古墳群の普遍的な価値や特性、並びに調査で得られた出土品等を体系的に展示・解説するガイダンス施設を全体の拠点となる場に整備する。】

- (1) ガイダンス施設では、出土遺物の展示と収蔵をはじめ古墳群の全体像や特徴を分かりやすく、新鮮な情報を伝える。
- (2) 地域の歴史教育や自然教育の拠点、市民活動の拠点とする。
- (3) 活用拠点施設として、駐車場・便所・休憩所を併設する。
- (4) 宗像・沖ノ島の世界遺産登録に向けた活動とも連携した条件整備を検討する。

イ. 郷土の輝かしい歴史遺産が身近に感じられ、市民文化の充実に繋がる場とする。

【市民が誇りを共有し、受け継いでいくべき歴史遺産に対する意識付けや活動参加を促す。】

- (1) 北部九州と中国大陸・朝鮮半島の交易の歴史を語る場として、広く市内外の教育機関にも利用促進を働きかける。
- (2) ホームページを設け、計画の進捗や、調査で得られた情報等を逐次発信し、市民も事業に参加できるスタイルで保存整備を進める。
- (3) 総合学習や郷育に広く活用を促すとともに、地域の歴史を語れるボランティアや、地域単位の愛護会および各種市民活動を育成し、支援できる体制を整える。

ウ. 地域全体の文化と環境の一層の充実を図る。

【古墳群を顕在化し、古墳群全体の存在感を高める。】

- (1) 古墳を覆う樹林や雑草の段階的な整理を進め、古墳が視認できる状態にする。
- (2) 古墳のうち、損傷を受けているものは、可能な限り墳形の修復を行い、保全する。
- (3) 古墳群および個々の古墳の説明と案内施設を充実する。

【田園風景や田畑の水源として造られた台地上の溜池は、古墳群とともに生活環境の変遷を伝え、地域性を象徴する景観となっている。】

- (1) 地域の特性である優れた自然景観や田園景観、里景観とこれらの中に遺る歴史遺産が醸し出す歴史的景観を、法令や条例、あるいは協定をもって保存するとともに、文化的景観の共通意識をもって、一層の環境と景観育成に努める。
- (2) 各ゾーンの拠点の中で、上記景観を楽しめる場はビューポイントとして整備する。

【地域の自然資源や観光資源も各ゾーン内で有機的な連携と保全・活用を図り、地域全体の魅力度の向上を目指す。】

- (1) 他の文化遺産や観光施設についても、古墳群の保存整備と一体的に取り組み、地域全体の文化と環境の充実に努め文化遺産からも観光面からも、地域全体が体感できる内容とする。

5)動線計画と地域文化財のネットワーク

広域圏からの動線と地域文化財のネットワーク

津屋崎古墳群へのアクセスは、JR鹿児島本線（福間駅）または国道3号が主動線となる。いずれも福間駅から国道495号で津屋崎古墳群を縦断し、宗像市に至り、県道69号沿いに分布する関連遺跡である桜京古墳や辺津宮（宗像大社）、東郷高塚古墳を経て、JR鹿児島本線東郷駅に至るコースが主要な経路と考えられる。この経路の大半の移動は、車・自転車・徒歩によることから、JR鹿児島本線での来訪者の交通手段として、自転車の貸し出し自由乗り捨て方式や、地域巡回バス、あるいはデマンドバスを検討するなど利便性対策が必要である。

また、津屋崎古墳群および関連遺跡や地域文化財に関する案内情報を行動起点となる福間駅に整備するとともに、起点に近い全体拠点ゾーンには、当地域の文化遺産と各種の観光資源の情報提供のできるガイダンス施設を整備し、来訪者への探訪支援を充実する。

地域の動線と地域文化財のネットワーク

津屋崎古墳群への主動線は、国道495号とこれに並行し津屋崎地域の山裾部を南北に縦断する市道（(仮称)万葉ロード）、あるいは海岸よりに並行し、南北を縦断している主に県道玄海田島福間線（(仮称)ウミガメロード）には、市境や分岐地点等に案内サインを体系的に整備する。

特に地域内の主動線となる国道495号（(仮称)史跡回遊ロード）は、道路内緑地帯を四季毎の草花や低花木で彩り、歩いて楽しい道づくりを関係機関との連携で推進する。

山裾部を通る市道（(仮称)万葉ロード）沿いには、古墳群以外にも、歴史のある神社と集落がまとまって分布するなど里のイメージが漂っている。道標やサイン等の整備に合わせて、道路沿いの雑草木を手入する等、地域との出会いが楽しめる路づくりを進める。

海岸を通る主に県道玄海田島福間線（(仮称)ウミガメロード）は、内海の干拓により広大な田地の中を直線的に走っているが、海水浴で賑わう砂浜や、ウミガメの産卵でも知られる美しい海岸へのアクセスともなっている。道標・サイン等の設置に際しては位置や、形状・色彩に細心の注意を払い、景観保全に努める。

拠点ゾーン内の古墳間の移動や、関連遺跡あるいはその他の観光資源への移動は、既存の市道（一部里道または農道）を活用し、お勧めコースを案内施設やIT情報で提供する。

なお、道路整備等に伴い損傷を受けた古墳は、道路の迂回等を長期的展望の中で検討し古墳の修復を行う。

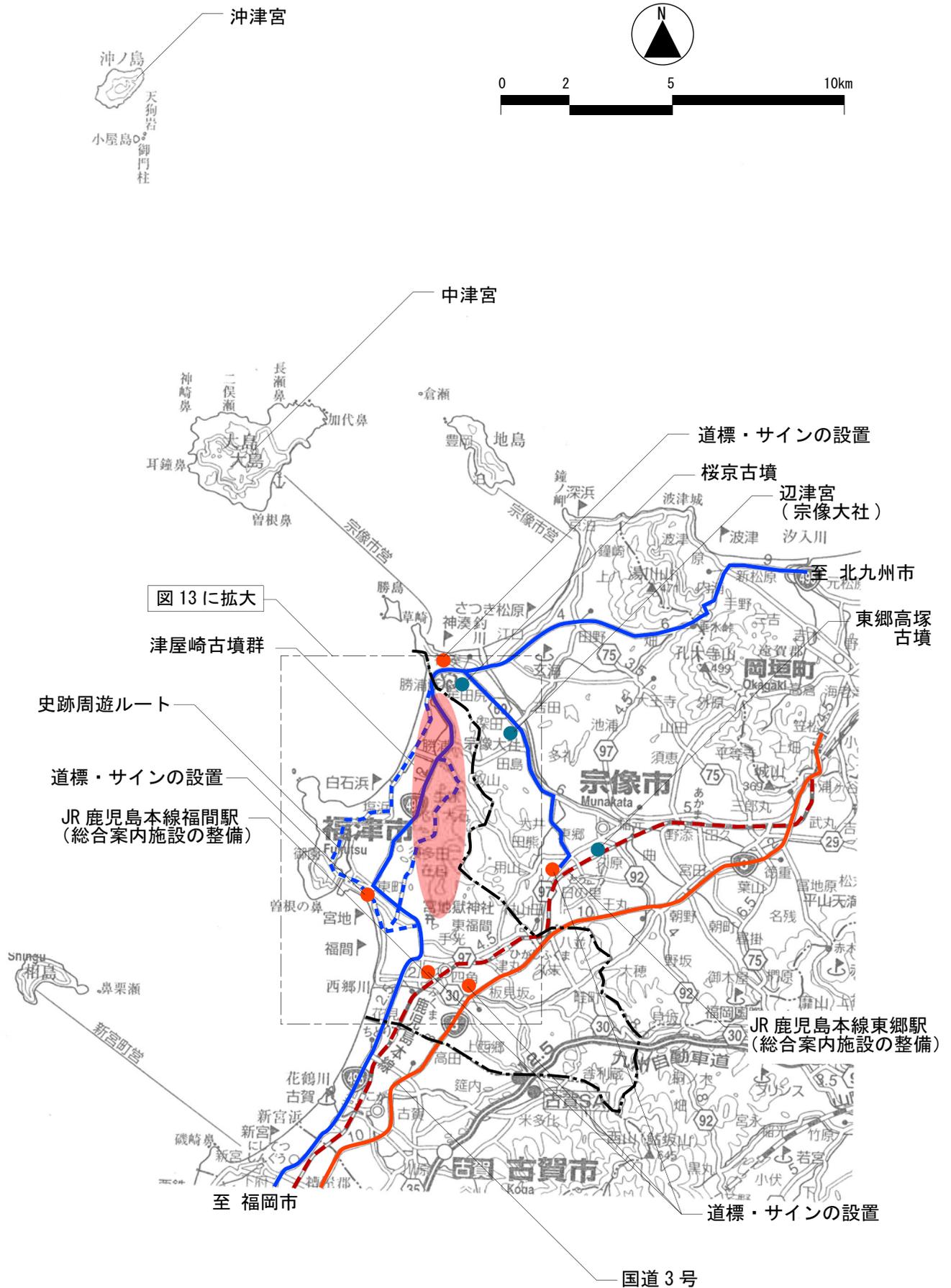


図 12 広域動線計画図

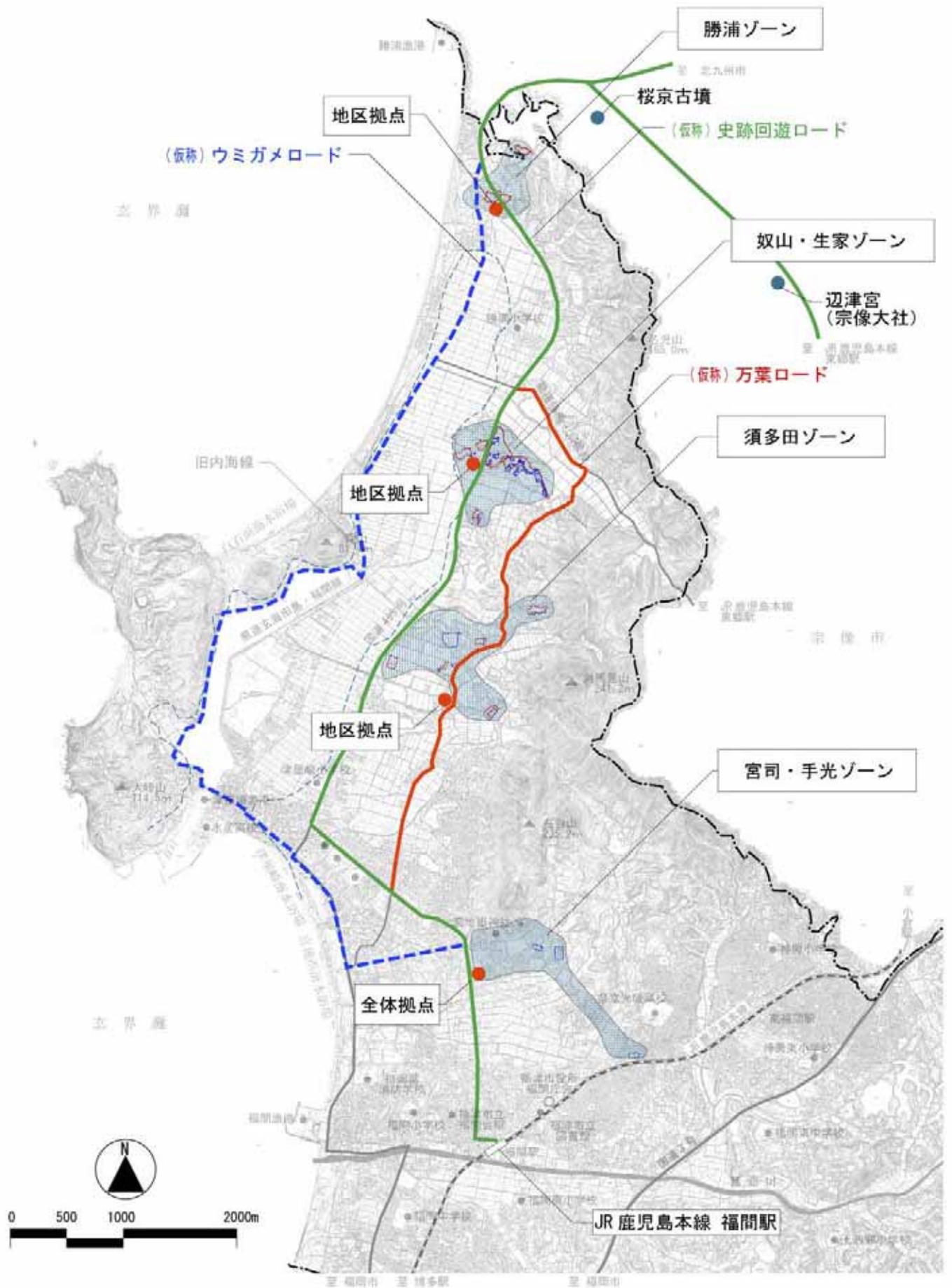
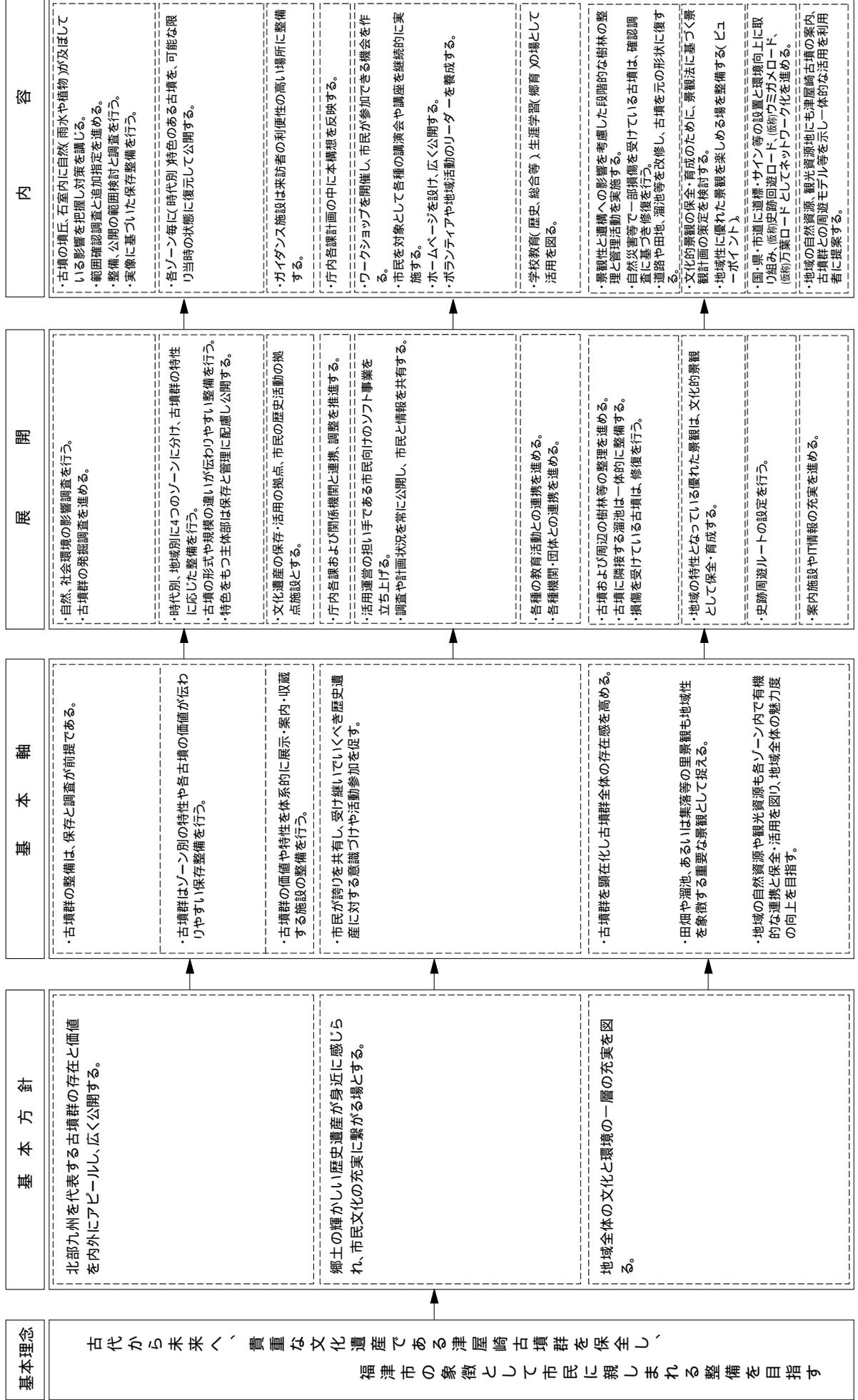


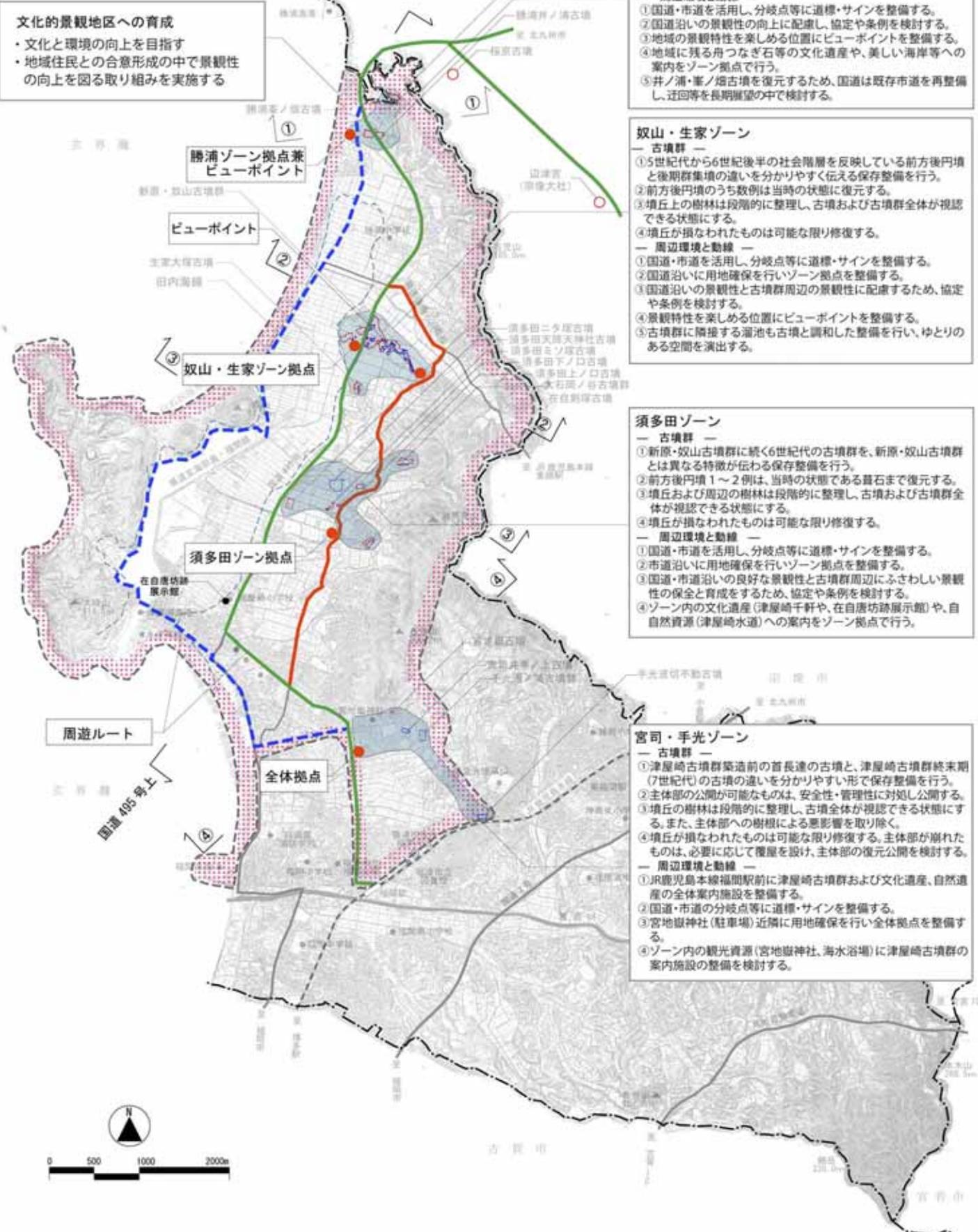
図 13 地域動線計画図

6) 基本構想の構成

基本的な考え方



②全体構想
ア. 平面図



文化的景観地区への育成
 ・文化と環境の向上を目指す
 ・地域住民との合意形成の中で景観性の向上を図る取り組みを実施する

勝浦ゾーン
 — 古墳群 —
 ①国内唯一である石柱の立つ石室を、安全性・管理性に配慮し公開する。
 ②墳丘が損なわれたものは可能な限り修復する。
 ③墳丘上の樹林は段階的に整理し、古墳全体が視認できる状態にする。
 — 周辺環境と動線 —
 ①国道・市道を活用し、分岐点等に道標・サインを整備する。
 ②国道沿いの景観性の向上に配慮し、協定や条例を検討する。
 ③地域の景観特性を楽しめる位置にビューポイントを整備する。
 ④地域に残る舟つなぎ石等の文化遺産や、美しい海岸等への案内をゾーン拠点で行う。
 ⑤井ノ浦・幸ノ畑古墳を復元するため、国道は既存市道を再整備し、迂回等を長期展望の中で検討する。

奴山・生家ゾーン
 — 古墳群 —
 ①5世紀代から6世紀後半の社会階層を反映している前方後円墳と後期群集墳の違いを分かりやすく伝える保存整備を行う。
 ②前方後円墳のうち数例は当時の状態に復元する。
 ③墳丘上の樹林は段階的に整理し、古墳および古墳群全体が視認できる状態にする。
 ④墳丘が損なわれたものは可能な限り修復する。
 — 周辺環境と動線 —
 ①国道・市道を活用し、分岐点等に道標・サインを整備する。
 ②国道沿いに用地確保を行いゾーン拠点を整備する。
 ③国道沿いの景観性と古墳群周辺の景観性に配慮するため、協定や条例を検討する。
 ④景観特性を楽しめる位置にビューポイントを整備する。
 ⑤古墳群に隣接する溜池も古墳と調和した整備を行い、ゆとりのある空間を演出する。

須多田ゾーン
 — 古墳群 —
 ①新原・奴山古墳群に続く6世紀代の古墳群を、新原・奴山古墳群とは異なる特徴が伝わる保存整備を行う。
 ②前方後円墳1～2例は、当時の状態である墓石まで復元する。
 ③墳丘および周辺の樹林は段階的に整理し、古墳および古墳群全体が視認できる状態にする。
 ④墳丘が損なわれたものは可能な限り修復する。
 — 周辺環境と動線 —
 ①国道・市道を活用し、分岐点等に道標・サインを整備する。
 ②市道沿いに用地確保を行いゾーン拠点を整備する。
 ③国道・市道沿いの良好な景観性と古墳群周辺にふさわしい景観性の保全と育成をするため、協定や条例を検討する。
 ④ゾーン内の文化遺産(津屋崎千軒や、在自唐坊跡展示館)や、自然資源(津屋崎水道)への案内をゾーン拠点で行う。

宮司・手光ゾーン
 — 古墳群 —
 ①津屋崎古墳群築造前の首長達の古墳と、津屋崎古墳群終末期(7世紀代)の古墳の違いを分かりやすい形で保存整備を行う。
 ②主体部の公開が可能なものは、安全性・管理性に配慮し公開する。
 ③墳丘の樹林は段階的に整理し、古墳全体が視認できる状態にする。また、主体部への樹根による悪影響を取り除く。
 ④墳丘が損なわれたものは可能な限り修復する。主体部が崩れたものは、必要に応じて覆屋を設け、主体部の復元公開を検討する。
 — 周辺環境と動線 —
 ①JR鹿島本線福岡駅前に津屋崎古墳群および文化遺産、自然遺産の全体案内施設を整備する。
 ②国道・市道の分岐点等に道標・サインを整備する。
 ③宮地嶽神社(駐車場)近隣に用地確保を行い全体拠点を整備する。
 ④ゾーン内の観光資源(宮地嶽神社、海水浴場)に津屋崎古墳群の案内施設の整備を検討する。

図14 全体構想図

イ．立面展開

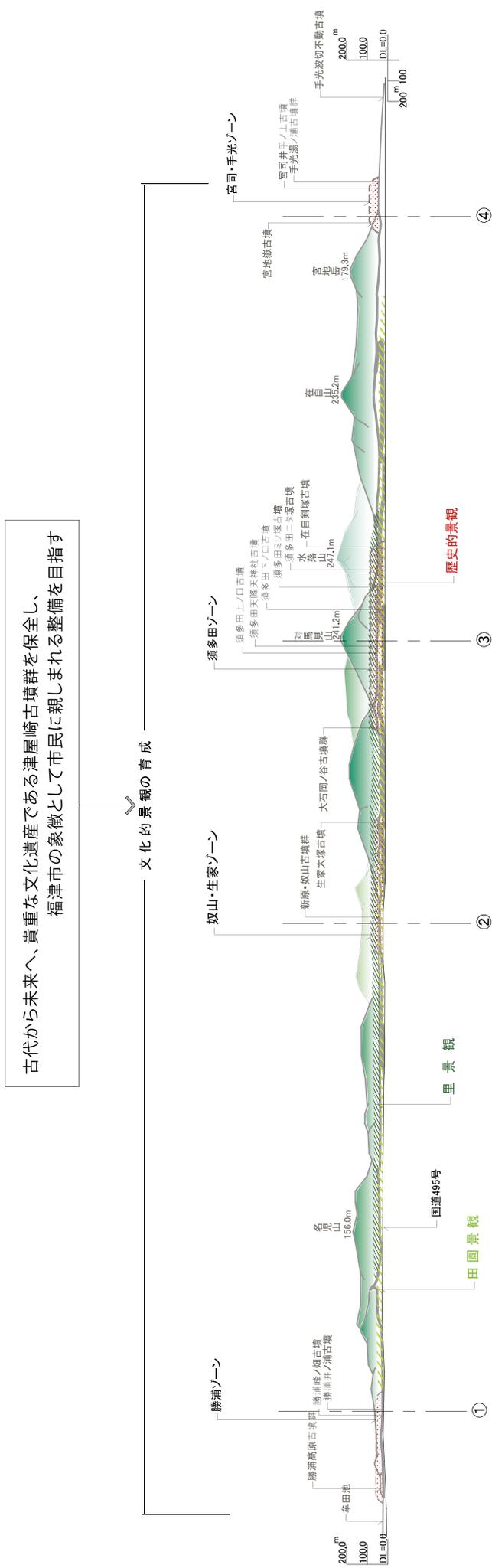


図15 西側からの古墳群の立面展開図

ウ. 古墳群単位の断面展開

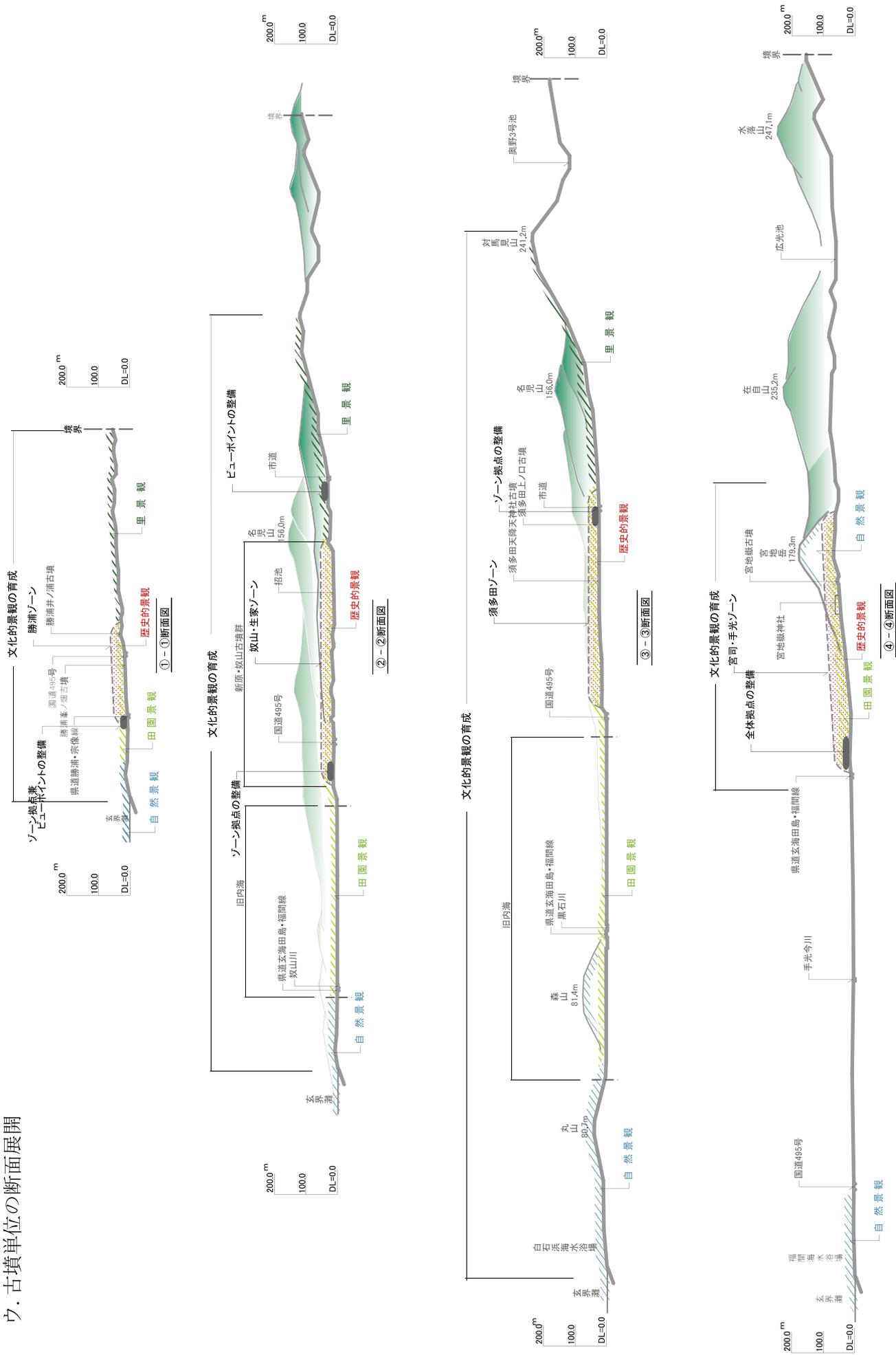


図 16 古墳群単位の立面展開図

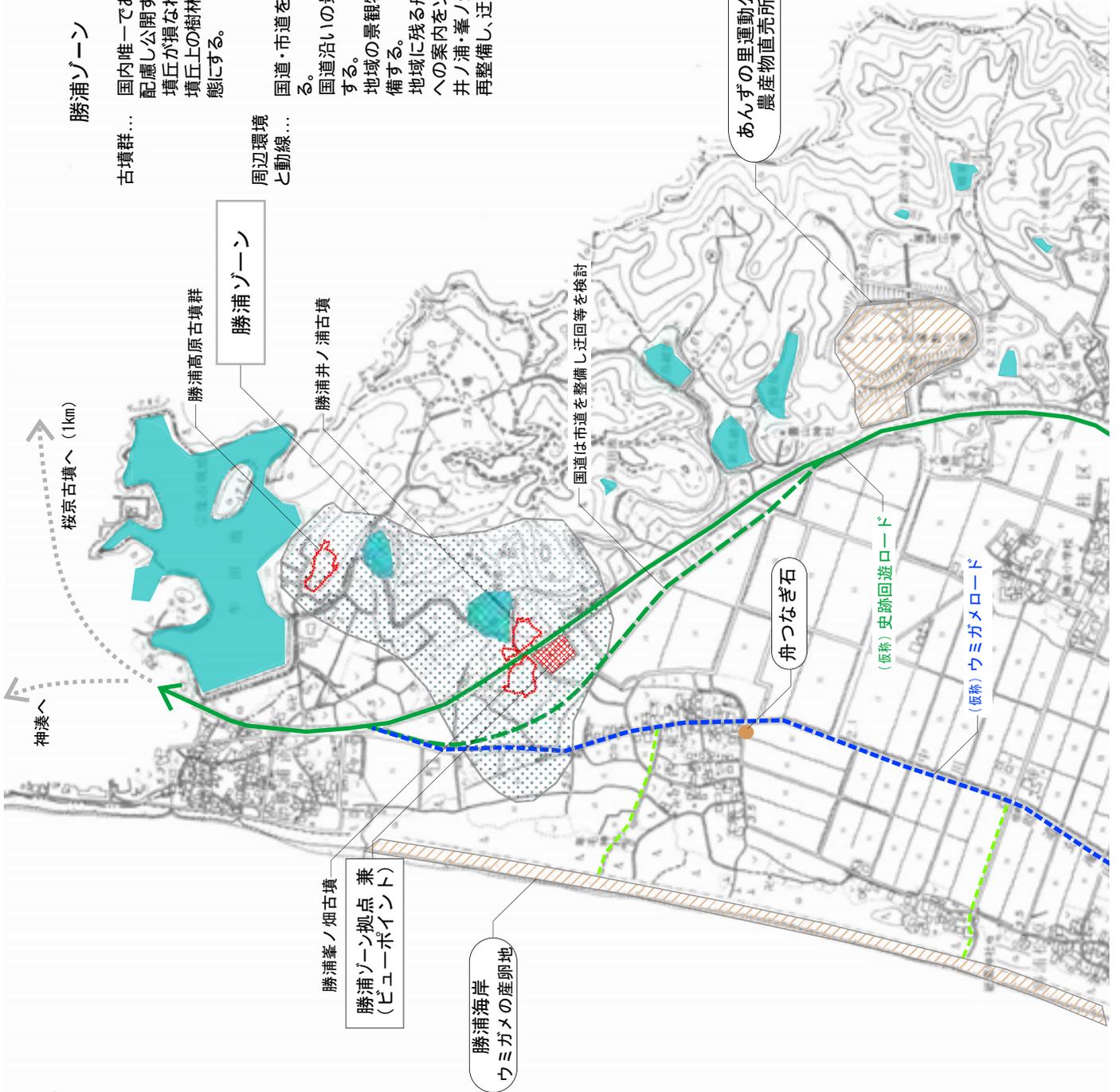
エ. ゾーン別構想

勝浦ゾーン

古墳群… 国内唯一である石柱の立つ石室を、安全性・管理性に配慮し公開する。
 墳丘が損なわれたものは可能な限り修復する。
 墳丘上の樹林は段階的に整理し、古墳全体が視認できる状態にする。

周辺環境と動線…

国道・市道を活用し、分岐点等に道標・サインを整備する。
 国道沿いの景観性の向上に配慮し、協定や条例を検討する。
 地域の景観特性を楽しめる位置にビューポイントを整備する。
 地域に残る舟つなぎ石等の文化遺産や、美しい海岸等への案内をゾーン拠点で行う。
 井ノ浦・葦ノ畑古墳を復元するため、国道は既存市道を再整備し、迂回等を長期展望の中で検討する。



凡例

記号	分類
	(仮称)史跡回遊ロード
	(仮称)ウミガメロード
	(仮称)万葉ロード
	その他施設間を繋ぐ道路
	ゾーン範囲
	拠点・ビューポイント
	周辺観光資源



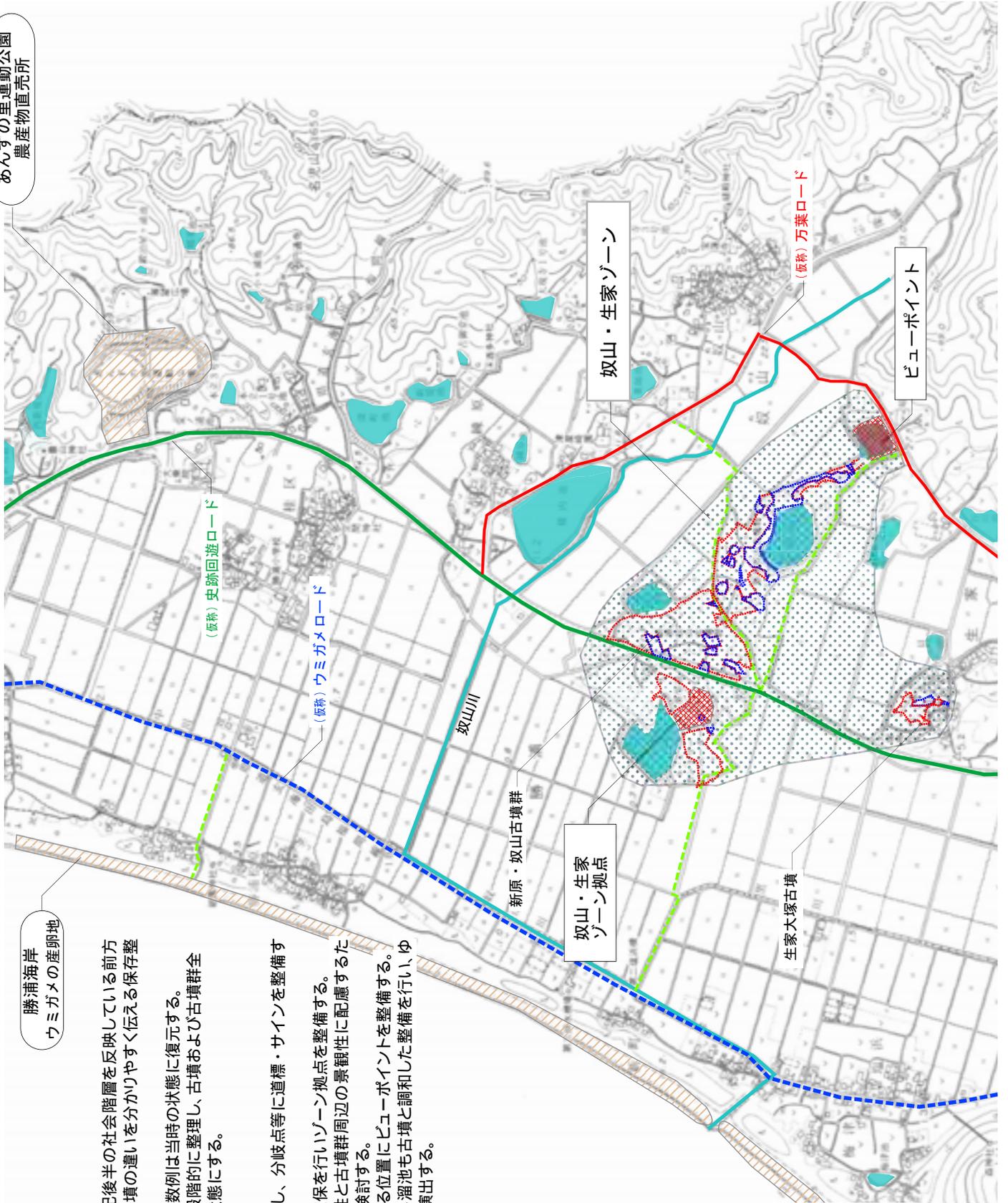
奴山・生家ゾーン

古墳群… 5世紀代から6世紀後半の社会階層を反映している前方後円墳と後期群集墳の違いを分かりやすく伝える保存整備を行う。
 前方後円墳のうち数例は当時の状態に復元する。
 墳丘上の樹林は段階的に整理し、古墳および古墳群全体が視認できる状態にする。

周辺環境と動線… 国道・市道を活用し、分岐点等に道標・サインを整備する。
 国道沿いに用地確保を行いゾーン拠点を整備する。
 国道沿いの景観性と古墳群周辺の景観性に配慮するため、協定や条例を検討する。
 景観特性を楽しめる位置にビューポイントを整備する。
 古墳群に隣接する溜池も古墳と調和した整備を行い、ゆとりのある空間を演出する。

勝浦海岸
ウミガメの産卵地

あんずの里運動公園
農産物直売所



凡例

記号	分類
	仮称史跡回遊ロード
	仮称ウミガメロード
	仮称万葉ロード
	その他施設を繋ぐ道路
	ゾーン範囲
	拠点ビューポイント
	周辺観光施設



須多田ゾーン

古墳群... 新原・奴山古墳群に続く6世紀代の古墳群を、新原・奴山古墳群とは異なる特徴が伝わる保存整備を行う。前方後円墳1～2例は、当時の状態である貫石まで復元する。

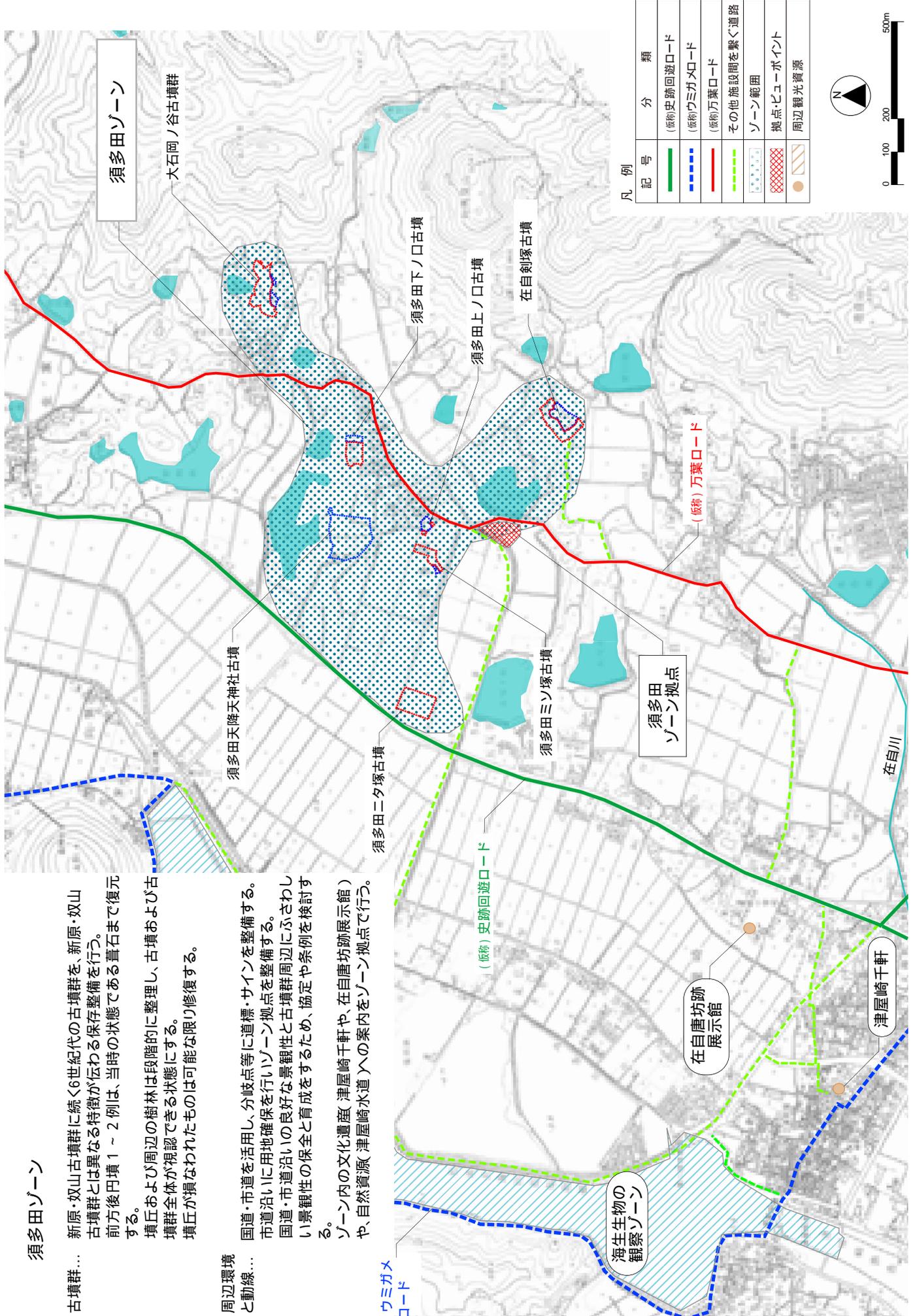
墳丘および周辺の樹林は段階的に整理し、古墳および古墳群全体が視認できる状態にする。

墳丘が損なわれたものは可能な限り修復する。

周辺環境と動線... 国道・市道を活用し、分岐点等に道標・サインを整備する。市道沿いに用地確保を行いゾーン拠点を整備する。

国道・市道沿いの良好な景観性と古墳群周辺にふさわしい景観性の保全と育成をするため、協定や条例を検討する。

ゾーン内の文化遺産(津屋崎千軒や、在自唐坊跡展示館)や、自然資源(津屋崎水道)への案内をゾーン拠点で行つ。



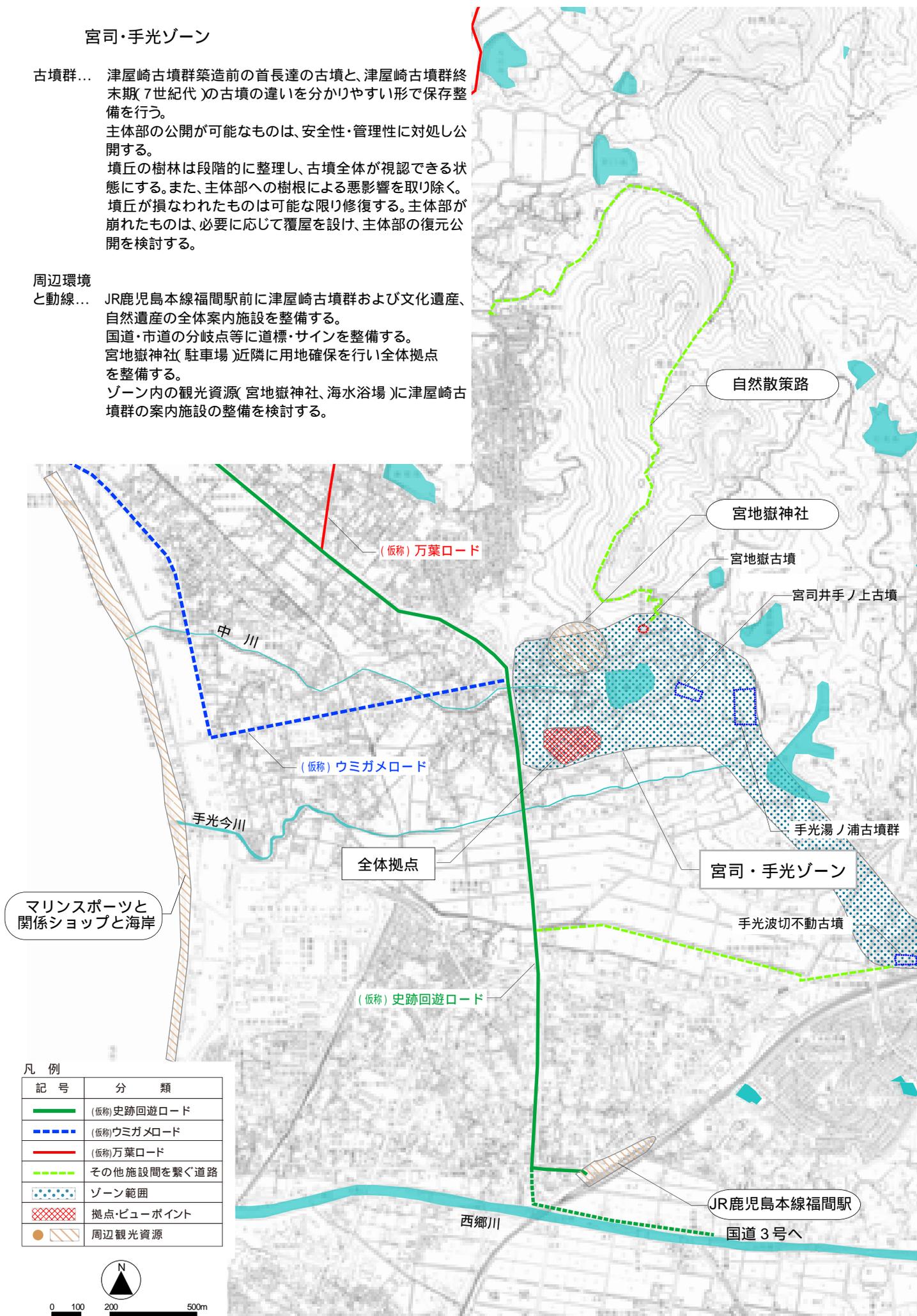
(仮称)ウミガメロード

宮司・手光ゾーン

古墳群... 津屋崎古墳群築造前の首長達の古墳と、津屋崎古墳群終末期(7世紀代)の古墳の違いを分かりやすい形で保存整備を行う。
 主体部の公開が可能なものは、安全性・管理性に対処し公開する。
 墳丘の樹林は段階的に整理し、古墳全体が視認できる状態にする。また、主体部への樹根による悪影響を取り除く。
 墳丘が損なわれたものは可能な限り修復する。主体部が崩れたものは、必要に応じて覆屋を設け、主体部の復元公開を検討する。

周辺環境

と動線... JR鹿児島本線福岡駅前に津屋崎古墳群および文化遺産、自然遺産の全体案内施設を整備する。
 国道・市道の分岐点等に道標・サインを整備する。
 宮地嶽神社(駐車場)近隣に用地確保を行い全体拠点を整備する。
 ゾーン内の観光資源(宮地嶽神社、海水浴場)に津屋崎古墳群の案内施設の整備を検討する。



凡例

記号	分類
	(仮称)史跡回遊ロード
	(仮称)ウミガメロード
	(仮称)万葉ロード
	その他施設間を繋ぐ道路
	ゾーン範囲
	拠点・ビューポイント
	周辺観光資源



0 100 200 500m



(新原・奴山古墳群)

7) 活用と運営計画

活用計画

文化遺産の活用で一般的なものは、ア. 教育の一環としての活用、イ. 文化財の保護啓発としての活用、ウ. 観光・レクリエーションとしての活用、エ. 地域環境の向上としての活用である（表9参照）。

津屋崎古墳群の活用も、これらの活用が主と考えられ以下に具体的な内容を示す。

ア. 教育の一環としての活用

小・中学校の学校教育現場とのより深い連携を推進し、現地で体感し、ガイダンス施設で学ぶ等、郷土の歴史教育のスタイルを確立する。市民・地域住民を対象とする郷育の場では、郷土の歴史・文化について学び、他者に伝える学習プログラムを用意する。受講生には古墳群の来訪者に説明を行う語り部や、案内ボランティアとしてその成果を発揮し、古墳群への理解と愛着を深めていくように働きかける。

イ. 文化財の保護啓発としての活用

市民・住民の体験学習においても、保護整備が終了してからの体験にとどまらず、調査や保存整備事業の中で発掘調査や補助や、修復作業、雑草木の管理にも参加できるメニューを用意し、地域の遺産を住民によって、保全・整備し、維持する等が体験できるシステムを構築する。市民・住民の体験学習においても、保存整備が終了してからの体験にとどまらず、発掘調査の補助や、修復作業、雑草木の管理にも参加できるメニューを用意し、地域文化財の保護活動への機会を増やすことで、親しみと併せ啓発につながるしくみを整える。

ウ. 観光・レクリエーションとしての活用

観光としての活用は、市内の主要な観光資源となっている宮地嶽神社（年間200万人の参拝者）や白砂の海岸（四季を通じマリンスポーツを楽しむ人々が来訪）を訪れる人々に、あるいは津屋崎千軒等の文化遺産の利用者に津屋崎古墳群の存在を知ってもらい、立ち寄ってもらうための広報活動の充実を図り、観光協会や旅行会社への働きかけを進めることで、大きな活用の機会を生むきっかけとする。次にレクリエーションとしての活用は、ゾーン単位で指定地以外に活用のための便益施設（駐車場・便所・休憩所・案内施設等）を用意するが、公園としての性格のいい場合は、ゾーン全体、あるいは津屋崎古墳群および周辺に分布する各種の施設と有機的に連携し対応する。特に古墳群の探訪に利用される史跡周遊ルートは、サイクリングやジョギングなど市民の健康づくりの場として、多目的な活用を考える。

エ. 地域環境の向上としての活用

次項、周辺環境の保全と景観形成（P62）に譲る。

表9-(1) 各地の遺跡活用例

	活 用 内 容	備 考
<p>教 育 の 一 環 と し て の 活 用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験学習 ・ 歴史学習の場 ・ 社会科見学 ・ 市職員、教員の研修の見学コース ・ 郷土めぐり組み入れ ・ 小学校の遠足 ・ 歴史追体験、カルチャーレクリエーションの場 ・ サイトミュージアムとして歴史の追体験の場 ・ 教員が見学し、授業に活かす。 ・ 小・中学校の野外学習（フィールドスクール） ・ 郷土学習 ・ 生活体験の場（古代住居づくり） 	<p>埼玉古墳群（国指定 埼玉県）他</p> <p>八幡塚古墳（国指定 茨城県）他</p> <p>会津大塚山古墳（国指定 福島県）他</p> <p>八幡塚古墳（国指定 茨城県）他</p> <p>茶臼山古墳（国指定 山口県）</p> <p>森將軍塚古墳（国指定 長野県）他</p> <p style="text-align: center;">”</p> <p>斎宮跡（国指定 三重県）</p> <p>蛭子山古墳、作山古墳（国指定 京都府）</p> <p>御願塚古墳（県指定 兵庫県）</p> <p>中ノ峰古墳（国指定 群馬県）</p> <p>前二子古墳、中二子古墳、後二子古墳（国指定 群馬県）</p>
<p>文 化 財 の 保 護 啓 発 と し て の 活 用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の歴史的シンボル ・ 文化財保護の拠点 ・ 市民の誇りの醸成 ・ 史跡の重要性をアピール ・ インターネット・ホームページで公開 ・ 地域住民が歴史に慣れ親しむ ・ 文化活動の活性化を図る 	<p>有年原・田中遺跡（国指定 兵庫県）他</p> <p>大岩山古墳群（国指定 滋賀県）</p> <p>稻荷森古墳（国指定 山形県）他</p> <p>五塚山古墳（未指定 静岡県）</p> <p>須曾蝦夷穴古墳（国指定 石川県）</p> <p>有岡古墳群（国指定 香川県）</p> <p>長福寺裏山古墳群（国指定 岡山県）</p>
<p>観 光 ・ レ ク リ エ ー シ ョ ン と し て の 活 用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多目的広場 ・ 花が楽しめる史跡公園 ・ オリエンテーリングコースとして利用 ・ 子供の遊び場 ・ 軽スポーツの場 ・ クロスカントリー大会 ・ 親しみ易い憩いの場 ・ 親子雪像づくり（埴輪） ・ 古墳まつり 	<p>有年原・田中遺跡（県指定 兵庫県）</p> <p>塚山古墳（県指定 栃木県）</p> <p>古沢塚山古墳（未指定 富山県）</p> <p>小正西古墳（県指定 福岡県）</p> <p>仙道古墳（国指定 福岡県）他</p> <p>西都原古墳群（国指定 宮崎県）</p> <p>生目古墳群（国指定 宮崎県）他</p> <p>稻荷森古墳（国指定 山形県）</p> <p>生目古墳群（国指定 宮崎県）他</p>

表9-(2) 各地の遺跡活用例

	活 用 内 容	備 考
観光・レクリエーションとしての活用	<ul style="list-style-type: none"> ・初日の出を拝む会 ・古墳時代集落の復元、お田植えまつり ・農産物販売施設を併設 ・青空市や各種ボランティア養成を兼ねた催事各種 ・古墳の草とり、清掃等の愛護活動 ・史跡観光コース ・ハニワづくりとスケッチ、ぬり絵大会 	<p>森將軍塚古墳（国指定 長野県）</p> <p style="text-align: center;">”</p> <p>蛭子山古墳、作山古墳（国指定 京都府）</p> <p>有岡古墳群（国指定 香川県）</p> <p>観音山古墳（国指定 群馬県）</p> <p>王塚古墳（国指定 富山県）</p> <p>新池埴輪製作造跡（国指定 大阪府）</p>
地域環境の向上としての活用	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡指定外も史跡に調和した公園整備 ・歴史的景観の保全、立地的重要性を高める ・美しく豊かな景観を守り育てる条例 ・野外博物館的な空間として捉え地域整備 ・まちづくりの一翼 	<p>沖出古墳（県指定 福岡県）</p> <p>二本ヶ谷積石塚古墳（国指定 静岡県）</p> <p>蛭子山古墳、作山古墳（国指定 京都府）</p> <p>荒島古墳群（国指定 島根県）</p> <p>角塚古墳（国指定 岩手県）</p>

「古墳および古墳群の保存・整備・活用事業と地域づくりに関する成果と課題」（第25回全国遺跡環境整備会議資料）提示された各地の遺跡（古墳）の整備事業に関するアンケート中の活用方法に対する回答を中心に編集している。

運営計画

津屋崎古墳群の保存整備事業は、長期間の事業となる。この間一貫して行われる発掘調査、修復整備や維持管理業務とともに、各種活用行為の企画や、来訪者への情報を常に更新する等、業務の充実を図る。庁内関係各課や地元の各種団体との共働と連携の可能性を検討し、事業内容に見合った効果的な体制づくりを進める。

特に他事例でみると、公開後の活用性は運営体制の充実に比例する傾向も窺えることから、本遺跡の保存整備に適合した体制強化、特に運営に際しても広く住民の参加が可能となる仕組みを確立することが重要である。

津屋崎古墳群の保存整備活用の中には、さまざまな職域経験や趣味を生かせる分野があり、興味のある分野に市民参加を募り、支援プログラムに基づき専門性を身に付けていただいた後、整備や管理、案内サービスの場にデビュー、管理費や委託費を報酬に当てる等支援を行うことで、継続性も担保される。このようにできるだけ住民が主体となる保存・整備・活用を推進する。

表10 市民参加による運営計画

運営への市民参加内容	支援参加プログラム
・語り部やボランティアの会	・養成講座を開講（郷土史家や、学識者等を組織し半年～1年程度でカリキュラムを組む）する。
・古墳および周辺的环境管理の会（清掃活動、見回り等）	・古墳愛護会、小学校単位の子ども愛護会の設立を呼びかけ、日常の清掃や、見回り点検を行う。
・古墳の調査・修復の会	・調査補助や修復作業に参加できる内容を設定必要な講座や現地でのトレーニングを行い、参加してもらう（特に定年退職者向けに検討したい）。
・古墳の活用・運営の会	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを設け、計画の進捗情報を公開する。同時に意見を提案できる情報の相互通信を行う。 ・ワークショップを開催し、各種団体や市民の考えを聞きながら、整備を進める。 ・同時平行で、活用企画の立案と運営への参加を要請する（リーダー養成や各種会の匠募集）。
・整備活動の会	<div style="text-align: center;">↓</div> <ul style="list-style-type: none"> ・環境育成等で樹林の間伐、伐採した材を炭焼に活用する（間伐炭焼の会）。 ・案内板や道標、ベンチ等の作成に活用する（製材大工の会）。 ・展示施設や模型製作を行う（指物師の会）。

8) 周辺環境の保全と景観形成

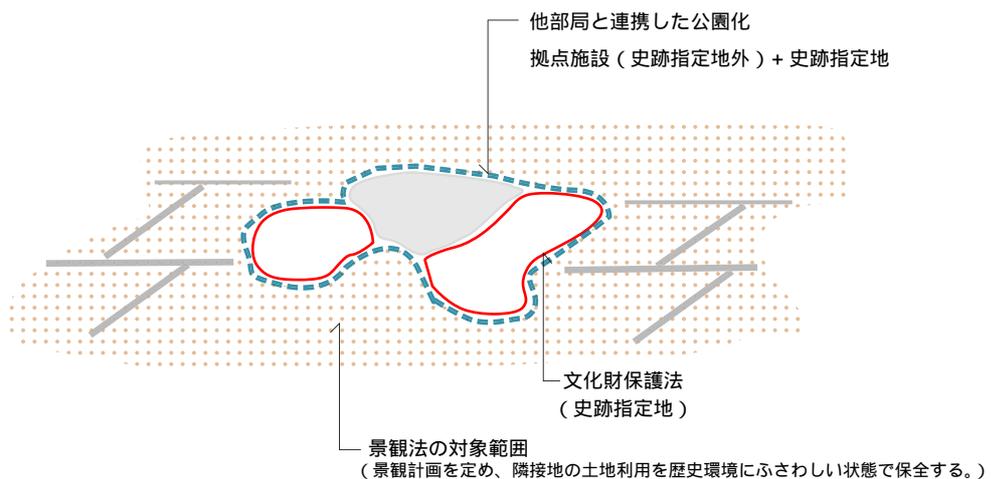
津屋崎古墳群および周辺地の現状は、農用地若しくは雑種地の場合が多い。国・県・市の指定史跡は文化財保護法や条例で守られるが、未指定の古墳も多く、早急な対処策が求められている。また、周辺の大部分は農業振興地域になっているが（図8参照）、当地域の特質である良質な環境や景観を、開発や各種の工作物から守る法的な対処は、海岸部と宮地嶽神社の一部山地が自然公園法により実施されるにとどまっている。

この地域の優れた景観を構成するものとして、

- ア． 国定公園に定められている白砂青松の自然景観
- イ． 内海の干拓による田園とその水源として造られた溜池を含む田園景観（文化的景観とも捉えられる）
- ウ． 山裾に分布する集落と背後の里山が一体となった里景観
- エ． 上記イ、ウの中に広く遺存する古墳群が、醸し出す歴史的景観

※2)
これらに該当するエリアを景観法に伴う景観計画の範囲と捉え、景観の向上を図る。特に、歴史的景観地域内の古墳群周辺は、地形の改変や農地の転用等について地元と十分協議する。

この他、文化財の保全・整備事業の推進に際して、遺跡の保全は文化財保護法により対応できるが、拠点施設等は史跡指定地の外に整備する。この部分の保全は、他部局との連携を図りながら公園化の推進を図る。



※2) 景観法：都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念および国等の責務を定め、規制や支援等所要の処置を講ずる景観についての総合的な法律である。

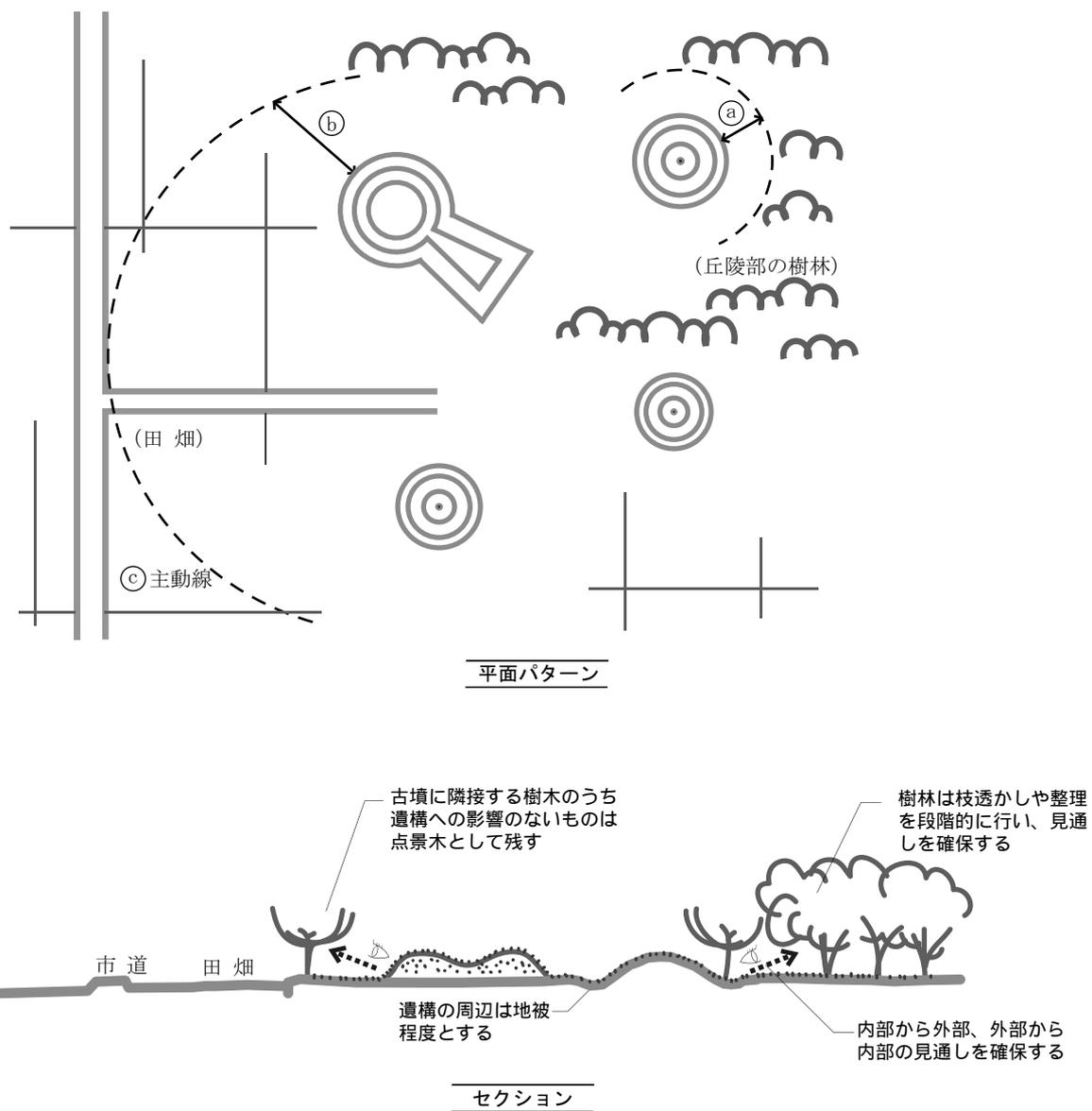


図 17 古墳群周辺の景観概念

注)

- ㊦ 丘陵部の樹林は古墳から一定の範囲で整理する。その背後の樹林も枝透かしや、下草を整理し、見通しを高める。
- ㊧ 田畑は古墳から中距離景の範囲程度の土地改変や、工作物の建設を防ぐ。
- ㊨ 主動線沿いの看板や工作物は、意匠・色彩・高さに方向性を示し、支援等をもって制限する。

5. 基本計画の策定に向けて

1) 古墳保存整備事業の展開とスケジュール

事業の進捗と予定

津屋崎古墳群の発掘調査は1975年(S50年)より開発工事に伴って始まり、その後、国史跡指定を受けるための確認調査を行った。今後は、範囲確認調査や整備工事に伴う事前の確認調査が必要である。

2005年(H17年3月)に国指定史跡の告示を受け、今日まで指定範囲の追加検討や用地買上げの着手、保存整備に向けた整備指導委員会の設置と、着々と事業の推進が図られているが、対象史跡の特性や範囲の広さ、事業費等を考慮すると30年以上の長期スケジュールが必要と考える。この事業を確実に前進させるためにも、引き続いて基本計画策定を行うことが重要である。事業実施については、まず優先的に遺跡の保存に配慮し、短期整備は指定地の追加および買上げと古墳群の顕在化、案内施設等の整備を行う。中期整備では古墳群の復元整備やガイダンス施設の整備を中心に行う。

なお、事業費は国史跡指定地内および遺跡地に対する保存整備と、活用のための案内・便益施設等の整備費、あるいは地域内の環境および景観の保全育成への支援や、活用への支援等多岐にわたることから、庁内各部局や関係機関と緊密な調整を図り、各省庁の補助メニューを合理的に活用する。

表11 事業の進捗と予定

項 目	実 績	H19年(短期)～	H29年(中期)～	H39年(長期)～
発掘調査	S50年より開発に伴う調査が始まる			
指定地追加				
指定地の買上げ	H18年より開始 (既に約0.5ha終了)			
保存整備 (計 画)				
・建設推進協議会H15				
・整備指導委員会H17				
・基本構想策定	(H19年度実施)			
・基本計画策定				
・基本設計(測量)				
・実施設計				
・保存管理計画	(検討)			
(工 事)	新原・奴山古墳群の伐採整理等			
(公 開)	説明板等の整備			

2) 事業推進の課題と展望

文化財保全整備事業は、一般的に長期に渡る事業期間と、多岐にまたがる事業内容になる特性をもっている。

このため、今後の事業展開の課題を洗い出し、対策を講じると同時に優先順位をもって推進する。

今後の課題と展望

(1) 市の各種計画との連携

- ・各種計画の中に津屋崎古墳群および文化遺産の保存活用を示し、計画に反映する。

(2) 市民への情報発信と啓発

- ・広報への概要報告、各種マスコミへの発表を行う。
- ・ホームページを設け内容を公開する。
- ・事業推進に市民参加を促す。

(3) 発掘調査成果に基づいた事業推進

- ・保存整備の前提として、事前に範囲確認調査を十分行う。復元整備については、調査結果に基づき検討する。

(4) 事業推進体制の確立

- ・事業の進展に伴って体制を見直す。

(5) 史跡指定範囲の追加申請

- ・早期に申請が行えるように事務手続きを進める。

(6) 指定地の公有地化

- ・国、県の補助を受けながら、計画的に進める。

(7) 保存整備に着手するまでの保存管理計画と保存整備の具体化

- ・全体の現状把握と保存管理計画の検討を行う。
- ・全体計画を具体化する。

(8) 教育現場への利用呼び掛けと支援

- ・古墳群を題材にしたリーフレットを作成する。
- ・現地での解説講座を行う。

(9) 景観・環境の保全と質向上を目指した地域計画の推進

- ・景観法に基づく景観計画の策定を検討する。

(10) 世界文化遺産登録に向けての連携強化

- ・宗像・沖ノ島と一体的に世界文化遺産化に向けた条件整備をする。

3) 整備の参考事例

— 古墳の整備事例 —

雑草木を整理し古墳の顕在化を行っている



西都原古墳群



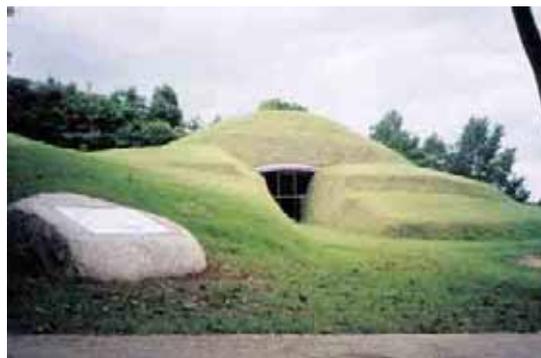
新田原古墳群（一部墳体裾の修復を行っている）

雑草木を整理し若干の修復と張芝



光正寺古墳

調査に基づき復元張芝



穴ヶ葉山古墳

発掘調査後そのまま露出公開（薬品処理）



（西都原古墳）

調査後遺構保存し、上に再現公開



（沖出古墳）

— 周辺整備事例 —

広く用地を確保し、芝生地としている



韓国扶余 陵山里古墳群



西都原古墳



三ツ城古墳



(古墳間の踏み分け路)

— 案内板・説明板事例 —

・直立型（総合案内板）



・傾斜型（ゾーン案内板）



— サイン事例 —

・道標



・サイン



— 施設事例 —

・ベンチ



・ビューポイント（展望施設）



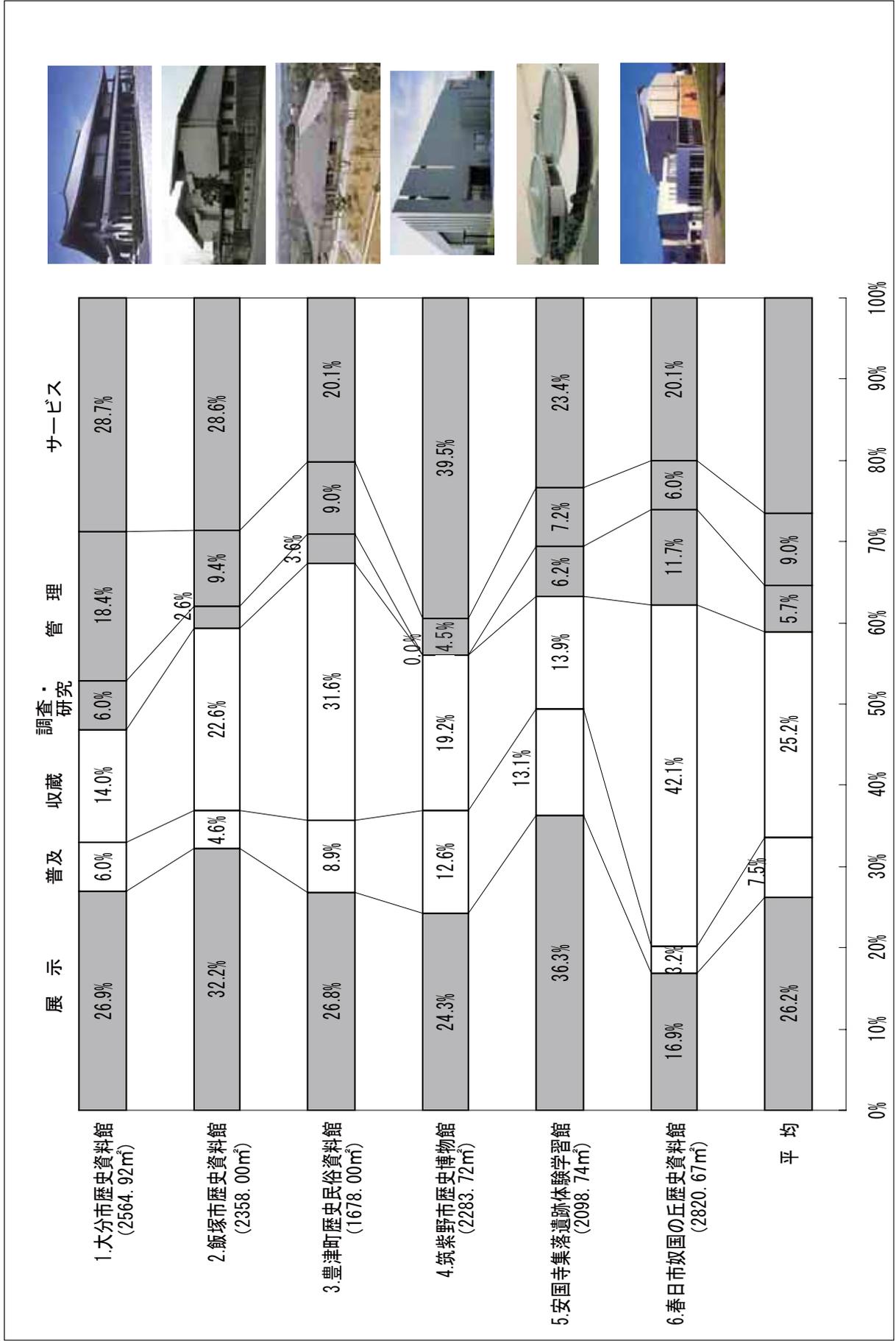
— 施設事例 —

・ 休憩所

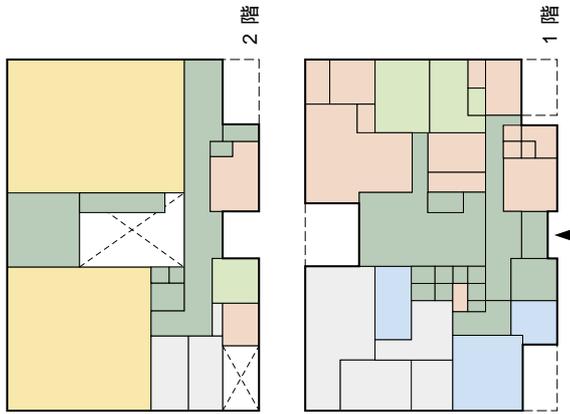


・ 便 所

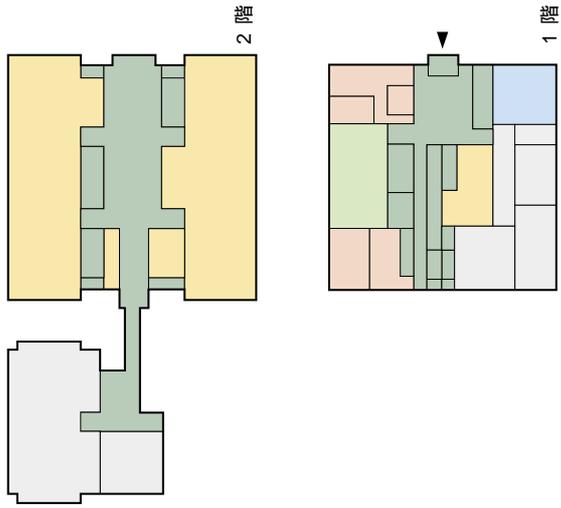




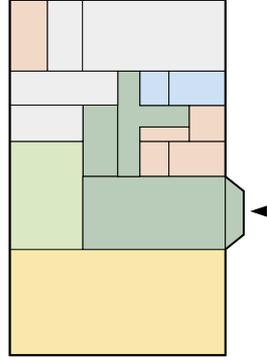
1. 大分市歴史資料館



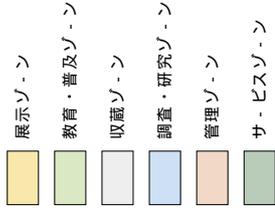
2. 飯塚市歴史資料館



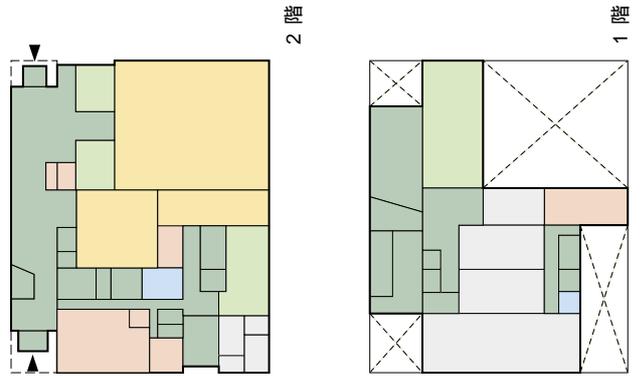
3. 豊津町歴史民俗資料館



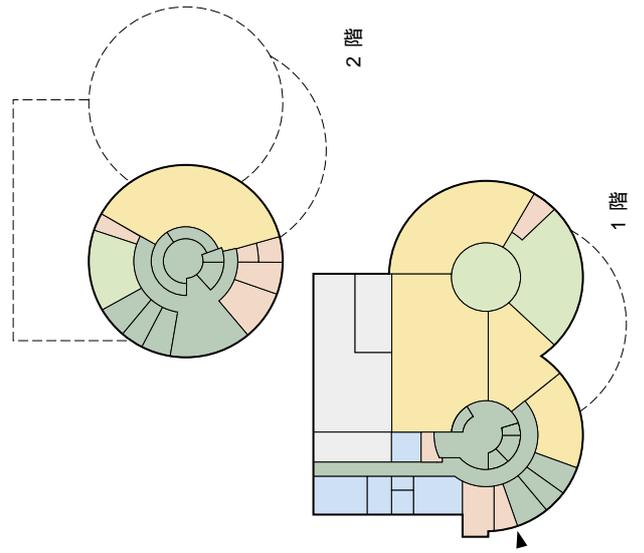
※ 縮尺はいずれも 1 : 600



4. 筑紫野市歴史博物館



5. 安国寺集落遺跡体験学習館



6. 春日市奴国の丘歴史資料館



む す び

福津市に所在する「国指定史跡 津屋崎古墳群」は、玄界灘に面した宗像地域において5世紀前半から7世紀前半にかけて連綿と築かれた首長墓群であります。その被葬者は海上交通を担い、沖ノ島祭祀に深く関わっていた胸形君一族であると考えられています。

津屋崎古墳群は北部九州西北岸における代表的な古墳群であり、首長墓の系譜がたどれる点で重要であるとして、平成17年3月に国の史跡指定を受けています。

福津市ではこの貴重な文化遺産である本古墳群を古墳公園として整備するために、「国指定史跡 津屋崎古墳群整備指導委員会」を立ち上げ、古墳群整備についての指導・助言をお願いしております。平成18・19年度には古墳公園整備の基礎となる「国指定史跡津屋崎古墳群整備基本構想」を指導委員会のご指導をいただき、その成果を本書としてまとめました。

本基本構想の表紙を飾る絵は、津屋崎古墳群の多くが校区に所在する勝浦小学校の6年生8人が協力して作成したものです。今後の史跡整備において本基本構想が十分に活かされ、津屋崎古墳群がこの絵のように色鮮やかな風景として、将来の子どもたちに受け継がれていく事を願ってやみません。

最後になりましたが、策定にあたりまして貴重なご意見や適切なご指導をいただきました指導委員会の先生方をはじめとする関係者の方々に対しまして、心から感謝の意を表します。

平成20年3月

福津市教育委員会
教育長 白石 哲雄

国指定史跡 津屋崎古墳群整備基本構想

2008年3月発行

発行 福津市教育委員会

監修 国指定史跡 津屋崎古墳群整備指導委員会

編集 (株)中桐造園設計研究所

「表紙の絵は、勝浦小学校6年生（8人）の合同作品」